

山田羽書関係史料(1)

—寛政期羽書改革の記録—

日本銀行 金融研究所
貨幣博物館



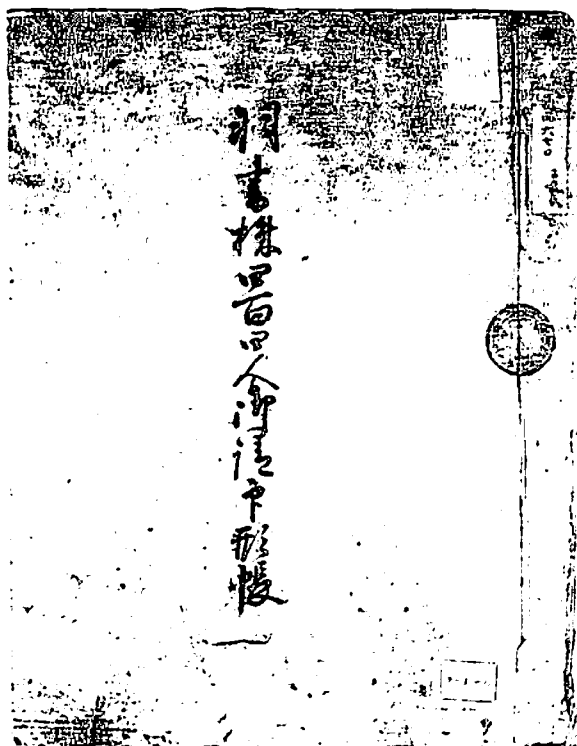
(裏)



(表)

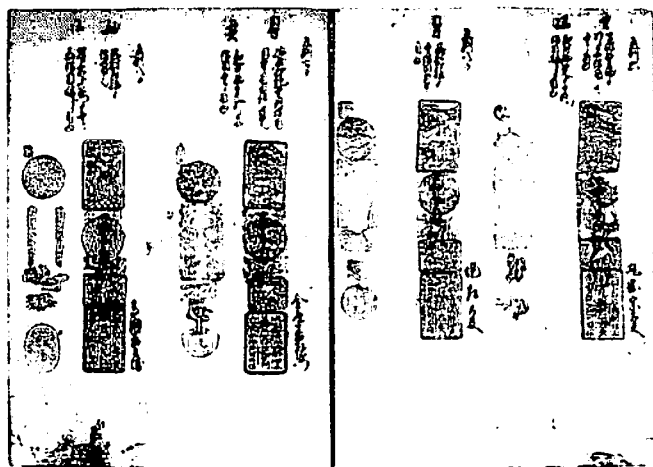
寛政二年 山田羽書

(寸法 × 70%)



寛政二年「羽書株四百四人御請印形帳」

(寸法 × 45%)



寛政三年「羽書手鑑小組之分」

(寸法 × 30%)

貨幣博物館翻刻史料集『山田羽書関係史料(1)』——寛政期羽書改革の記録——刊行にあたって

日本銀行金融研究所では、かねてから当研究所貨幣博物館で所蔵している貨幣に関連する各種資料を展示や学術目的に活用するために、整理・保存・公開などの作業を継続的に進めてまいりました。

平成十二年七月には、その一環として『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録(二二六一点収録)』を刊行し、目録収録史料の公開を開始しました。これらの史料には、江戸時代の金座・錢座等における貨幣鑄造や紙幣の製造・発行等に関する情報が多く含まれることも判明しています。貨幣がいかに作られ、使われたかの実態を知るためには、歴史的な研究はもちろん、政治・経済・工業技術・民俗文化等、貨幣にまつわる様々な分野における学際的な研究成果が積み重なっていく必要があることはいまでもありません。より広い分野での史料活用に資するため、平成十六年以降、代表的な史料を翻刻史料集として刊行する活動も行っています。手始めとして、『水戸鑄錢座史料(1)』『水戸鑄錢座史料(2)』を刊行してまいりました。鑄錢関係史料の翻刻が一巡したため、紙幣製造に関わる史料を対象に翻刻を進め、『山田羽書関係史料(1)』を作成いたしました。

山田羽書は、日本で最初の紙幣で、伊勢外宮一帯を中心に江戸時代を通じて高い信用を得て発行・流通し続けたことで知られています。なぜ山田羽書が高い信用を維持することができたのか。その一端を記す史料は、貨幣史のみならず、現代の経済・金融の仕組みを考える上でも多くの示唆を与えてくれると思われます。

本書の編集は、当研究所企画役 藤井典子が行いました。翻刻作業過程では、慶應義塾大学田代和生教授からご指導・ご助言をいただきましたほか、文字校正や表記等の検討にあたっては、慶應義塾大学三田メディアセンター貴重書室倉持隆氏にご協力を得ることができました。また、史料中に記された地名や御師・役人の人名等については、解説や索引作成等における正確を期すため、伊勢市役所(市史編集)ならびに神宮文庫のご協力をえて、慎重に用語の確認作業を行いました。ご指導をいただきました先生方、また快くご協力くださった方々に厚くお礼申し上げます。

私どもとしては、本書が広く活用されることを心から期しています。その調査・研究の成果を活かしながら、貨幣博物館所蔵資料の

整理・保存・展示活動の充実を着実に進めていきたい と考えている次第です。

何卒、金融研究所貨幣博物館のこうした活動に、引続き格段のご支援を賜りますよう、お願い致します。

平成二十年三月

日本銀行金融研究所長 高橋 亘

凡例

一、本書には、日本銀行金融研究所貨幣博物館が所蔵する古文書〔日本銀行所蔵錢幣館古文書目録（収録）から、寛政二年（一七九〇）の山田羽書制度改革に関連する史料九点を翻刻、編集のうえ収録した。

二、収録史料には一連の番号を付した。

三、史料には、史料内容を示す簡単な表題をつけ、一「内に作成年代と表題を記した。

四、掲載史料末尾に、『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』における請求番号を（一）内に付した。

五、漢字は、地名・人名・貨幣製造用語などを除き、常用漢字のあるものはこれを用いた。ただし、以下のように江戸時代に慣用されている異体字・俗字は残した。

（例）メ（締）、扣（控）、井（並）、廻（回）、附（付）

六、「取計・取斗」という用語については、表記を「取計」で統一した。

七、助詞として用いられている以下の字は、ひらがなに直した。

（例）江（え）、而巳（のみ）、而（て）、与（と）、者（は）、茂（も）、々（より）

八、繰り返し符号は、「々（漢字）」・「、（ひらがな）」・「、（カタカナ）」を用い、「く」はそのままとした。

九、原史料における明らかな誤字はそのまま記し、右傍（一）に正しい文字を記した。意味のとおらない表記には右傍に（ママ）あるいは（カ）を付した。

十、翻刻にあたり、可能なかぎり原史料の記載を尊重したが、以下の諸点については改めた。

（一）読みやすいように、読点（、）と並列点（・）を付した。

（二）平出・闕字は一字あけとした。

（三）虫損により判読不能な箇所は、その右傍に（虫損）と注記のうえ、その字数が確定できるものは字数分の□、確定できないものは□と表記した。

（四）原文が抹消されている場合はその左傍にくをつけ、原則として右傍に訂正文字を「内に小活字で表記した。なお、訂正部分の

長さによつては、史料末尾に記したものもある。

(五) 墨書の抹消により該当字が判読不能な時は、その字数が確定できるものは字数分の□、確定できないものは□と表記した。

(六) 原史料にある加筆については、その右傍に(加筆)と注記のうえ、原則として、記載文字を「」内に小活字で表記した。ただし、組版上煩瑣な追加記載やわずかな字数のそれは、そのまま本文に組込んだ。

(七) 印章は、実際に押印されている場合には、㊦㊧と記した。文字で「印」と記されている場合はそのまま「印」とした。

(八) 前欠や余白等については、(前欠)(以下余白)と表記した。

十一、本書の編集は、藤井典子が担当した。

目次

口絵

寛政二年十二月 羽書株四百四人御請印形帳

寛政三年十一月 羽書手鑑小組之分

山田羽書(寛政二年)

目録請求番号

(4-1-1 A1 26)

(4-1-1 A8 2)

貨幣博物館翻刻史料集「山田羽書関係史料(1)―寛政期羽書改革の記録―」刊行にあたって
凡例

「山田羽書関係史料(1)―寛政期羽書改革の記録―」解題 1

史料

一、寛政二年十二月 羽書株四百四人御請印形帳 (4-1-1 A1 26) 7

二、寛政七年二月 羽書上組御上納金請取覚 (4-1-1 A9 4) 22

三、寛政七年二月 羽書下組御上納金請取覚 (4-1-1 A9 5) 25

四、寛政十一年一月 奉差上一札 (4-1-1 B1 2) 27

五、(江戸期) 山田羽書書留 (4-1-1 A7 31) 28

六、文政七年九月 寛政五癸丑年引留書拔御役所え差上候扣 (4-1-1 A7 8) 59

七、寛政六年四月 羽書三十六両切捨申候一件之控 (4-1-1 A7 1) 62

八、寛政十年一月 御奉行堀田土佐守様御在勤御組方金諸事控 (4-1-1 A1 3) 65

九、寛政十三年一月 御奉行堀田土佐守様御在勤羽書御用御手当金被仰渡一件 (4-1-1 A7 2) 72

山田惣絵図（略図）

年表

人名索引

事項索引

『山田羽書関係史料（1）——寛政期羽書改革の記録——』

解題

本書は、貨幣博物館が所蔵する山田羽書関係史料の中から、寛政期の羽書改革に関連する九点を翻刻のうえ編集したものである。

山田羽書（やまだはがき）は、中世以来商業の発達した伊勢山田地方（現在の三重県伊勢市、伊勢神宮外宮周辺）で流通し始めた日本で最初の紙幣である。明治維新时期まで高い信用を保って発行・流通した点でも、貨幣史上重要視されている。

山田羽書の端緒については史料の制約もあって確たることはわかっていないが、十七世紀初頭秤量銀貨の小額端数の預り証として発行された私札とされる。「羽書（はがき）」とは「端数の書付」に由来する名ともいわれる。発行者は外宮の神職（御師）であるが、参宮者を自邸に案内して神楽を奉奏し宿も提供するなど、経済的にも有力な立場にあった。寛政期まで、発行管理の実権は山田御師の自治的行政組織「山田三方」にあった。老中松平定信による幕府政治改革の時期に、伊勢神領に対する山田奉行所の権限強化がなされ、その一環として山田羽書の発行管理の実権を幕府が掌握する制度変更が行われた。

この制度変更の内容・意義については、堀江保蔵「山田羽書の寛政改革に就いて」（『経済史研究』第三号、一九三〇年）や妹尾守雄「山田羽書流通上の諸問題について」（『社会経済史学』第三十七巻第二号、一九七一年）等によって説明されてきた。『図録日本の貨幣6 近世信用貨幣の発達』（日本銀行調査局編、東洋経済新報社、一九七五年）では、貨幣博物館所蔵史料をもとに解説がなされているが、史料の紹介はわずかに止まっているため、典拠史料を全文翻刻することとした。

I 収録史料の伝存について

貨幣博物館が所蔵する山田羽書関連史料は七九二点（寛政期から明治維新时期）からなる。この史料は、明治—昭和前期にかけて活動した代表的古銭家田中啓文（明治十七年—一八八四）—昭和三十一年—一九五六—によって収集された「銭幣館（せんぺいかん）コレクション」の一部である。太平洋戦争の末期に戦火による焼失を防ぐべく、渋沢敬三日本銀行総裁の判断のもと、実物貨幣・道具類等とともに日本銀行へ寄贈された（『日本銀行所蔵銭幣館古文書目録』解説「銭幣館古文書の伝存と構造」、二〇〇〇年）。山田羽書関

係史料は、田中啓文と交流のあった古銭家佐野英山（明治十一年（一八七八）生、没年不詳、古銭家号 蝶葉堂『皇朝旧楮幣名鑑』『鑄貨圖録』等を刊行）の仲介によって、錢幣館が伊勢の古森（こもり）家から収集したものである。本書に収録する『羽書株四百四人御請印形帳』の表紙には、「古森家出品」と記された和紙のラベルが貼付されている。因みに、山田一帯の全貌や御師屋敷の所在地を記した「山田惣絵図」（神宮文庫所蔵、寛保二年（一七四二）底本の模写）には「拠古森常吉藏本令摹写一校了 大正十年五月七日」と朱書されており（巻末の「山田惣絵図（略図）」参照）、古森家に史料が所蔵されていたことがわかる。

山田羽書関係史料が所蔵されていた古森家とは、寛政二年（一七九〇）の羽書改革において新設された羽書取締役に任じられた六人の一人、「古森善右衛門」家をさす。浦口町に住み、有力御師榎倉若狭の下職として油問屋を営んでいたとされる（『浦口町史』、一九七七年）。管見の限り古森善右衛門の名が最初に確認できるのは、安永八年（一七七九）に一族の古森半兵衛が問屋設置を出願した際に請人として名を連ねたもの（『宇治山田市史 上巻』、一九二九年）である。羽書発行実務は御師らが担っていたため、寛政期以前に羽書実務に直接関与する立場にはなかった。

この立場に変化が生じた契機は、寛政二年十二月に山田奉行所が改革を実施し、新たに「羽書取締役（富商六名）」と「羽書年行事（御師四名）」を任命し、三方会合年寄らとともに「羽書三役」として羽書発行管理の中核に据えたことである。古森善右衛門は、「六人衆」と呼ばれた富商「野村太次兵衛、伊藤与四兵衛、永野与兵衛、古森善右衛門、恵川半九郎、村井与四郎」の一人として、発行保証金の一部となる千両（六人で合計五千五百両）を山田奉行所に上納した後羽書取締役に任命され、同時に二人扶持を与えられた。

このような経緯を記す関連史料としては、『山田銀札寛政改革と六人衆』（篤所学人なる人物が大正八年（一九一九）に抜書した史料、神宮文庫所蔵）があり、『日本都市生活資料集成九 門前町篇』（三一書房、一九七七年）に収録されている。羽書取締役に任命された当時、古森善右衛門は御師でなかったが、享和二年（一八〇二）に御師株を取得（古森大夫）し、町年寄にもなった。

Ⅱ 寛政の羽書改革について

寛政の羽書改革実施に至る経緯や意義については、堀江保蔵や妹尾守雄らの研究によって明らかにされてきた。山田羽書の発行の仕組みについては、元文・寛保期（一七四〇年前後）にかけて、羽書株数（四十組・四百四株）や発行総額（二万二〇〇両）が固まっていたが、一方で三方会合や有力御師が自己のために発行限度額を超えて羽書を発行したり、七年ごとに新羽書を発行し引替を行う慣行

も延引されるなど、弊害も目立っていた。そこで、寛政二年（一七九〇）三月に山田奉行（野一色兵庫頭）は上府して幕閣と対策を協議、同年十二月に幕府勘定方・普請方の役人が山田に出張して三方会合所内部の事務・財政面の調査を行った。その結果不正が判明したのを機に、山田奉行所は羽書関係者全員の処分を行い、羽書発行制度について改革を打ち出した。「これまで幕府特許のもとで自主的な羽書発行権を保持してきた三方会合所が、爾来羽書発行について山田奉行の直接監督をうけることになった」（『図録日本の貨幣6』）と意義づけられている。

この制度改革の内容は、『図録日本の貨幣6』において以下の八点にまとめられている。

①羽書発行責任者として新たに羽書三役（羽書取締役・羽書年行事・三方当番）の制度を定める、②新規任命の羽書取締役六名より合計五五〇〇両の資金を上納させる、③羽書株仲間四百四名は各自二十両ずつの積立金（「羽書積金」）を十カ年賦（毎年二両ずつ）で山田奉行所へ上納する（十カ年で合計八〇八〇両となる）。そのため、全員を上組（二〇三名）・下組（二〇一名）に分けて、それぞれ連帯責任を負わせる、④羽書発行高は二万二〇〇両とし、券種は一匁（白色）・五分（青色）・三分（赤色）・二分（黄色）の四種とする、⑤羽書株主は全体で三十九組とし、さらにこれを大小組に分ち、大組（六組一三人）は一匁札のみを発行（合計六五〇〇両分）、小組（三十三組二七三人）は四券種を発行（合計一三六五〇両）する、⑥羽書新札の製造・発行・旧札との引替は七年目ごとを実施する、⑦製造済みの羽書については、奉行所役人が三方会合所へ出張、その臨席のもとに三役一同が取扱印を押し、現物は三役立会いで封印し奉行所へ提出の上、これを三方会合所が預かる、⑧羽書の製造名義は株仲間構成員であるが、製造費用はすべて奉行所が支給する。

なお、寛政二年の羽書改革時に発行された式分羽書の画像（表・裏）を本書口絵に掲載した。表裏両面に判が摺られているが、このような体裁が固まったのは元文期以降である。表面には、額面、製造に関与した羽書株所持者（「羽書屋」）の名前、兌換文言が摺られている。「此羽書以六拾四匁金壹両相渡可申候」と兌換文言が摺りこまれており、羽書引替店（八日市場町、宇仁田仁兵衛店）に持参すると正貨に兌換された。もともと、実際の兌換が金貨・銀貨のいずれによったか等は定かでなく、今後の研究を待ちたい。裏面には、七福神像（「裏判」）と羽書屋が属する組名、その構成員が摺られている。寛政二年羽書の「裏判」は大黒天像であるが、七年ごろの新羽書製造の際に変更された。なお、羽書株所持者が使用した判面を特定し、羽書引替時の確認や真贋鑑定等に用いたとみられる「羽書手鑑」も伝存している（寛政三年へ一七九一、貨幣博物館所蔵、本書口絵参照）。

Ⅲ 収録史料の概要

収録史料九点の内容は寛政の羽書改革に関するものであるが、作成年代不詳のものや、文政年間に山田奉行所からの照会に応じて取りまとめた報告書の控等もあり、年代順に収録することが難しい。また、記録された内容の年代等に配慮する必要もあるため、本書では、寛政二年に打出された制度変更の内容を記す史料（一・五）と、改革の実施過程を記す史料（六・九）の順に編集した。収録史料の概略は以下のとおり。

一 「羽書株四百四人御請印形帳」（4-1A1 26）は、寛政二年（二七九〇）十二月に「羽書御引替二付御仕法御改正」が申渡された直後、羽書株仲間が、一人一年二両ずつ十年間積金を上納する旨約した請印形帳本書である。表紙には、「出品古森氏」と朱書きされた和紙のラベルが貼付されている。（図録日本の貨幣6）に、当史料をもとに作成した人名表がある。

二・三 「羽書上組御上納金請取覚」（4-1A9 4）・「羽書下組御上納金請取覚」（4-1A9 5）は、毎年羽書株仲間が上納する積金を、上組・下組の世話役（羽書頭取）が組内から集めた際の請取覚である。二月・五月の二回に分けて、一年分の上納金が集められている。上組（二〇三分 四〇六両）・下組（二〇一名分 四〇二両）の請取覚がそろって伝存し、かつ保存状態の良好な寛政七年（二七九五）分を解説・収録した。

四 「奉差上一札」（4-1B1 2）は、執筆役に任命された芝田為右衛門が給金十両を支給されることについて、羽書年行事および羽書取締役へ出した札状である。

五 「山田羽書書留」（4-1A7 31）は、寛政二年十二月から文化十三年（二八一六）までの間に、羽書三役が山田奉行所との間で交渉事項等を抜書きした書留である。羽書の発行・引替等に関する事項だけでなく、山田奉行所関係者に対してなされた年頭・節句・歳暮の挨拶、山田奉行の人事（野一色兵庫頭、堀田土佐守、寛越前守、小林筑後守、大河内肥前守、高井山城守）に関する事項も記される。（当史料に記された主な事項を年表にまとめ巻末に付した）。

六 「寛政五癸丑年引留書抜御役所え差上候控」（4-1A7 8）は、文政七年（一八二四）に山田奉行所からの問合せを受けて、寛政五年（一七九三）の「溜り羽書利息御仕法」について調査した報告書面の控である。溜り羽書とは、羽書引替店が自己勘定で正貨兌換を行った結果、引替店に滞留した羽書のことをいう。その兌換額は引替店の山田奉行所に対する債権となり、奉行所は利

息を支払うことになっていた。寛政の羽書改革が行われた当時、溜り羽書が増嵩していたため、その解消と利息の支払原資が問題となっていた。溜り羽書利息については、寛政三年（一七九一）以降一ヶ年百二十両ずつ十年間合計で一二〇〇両を羽書取締役へ渡すことを当初見込んでいたが、最初の二年で利息支払金額が六一七両一分余と嵩んだため、予定残額五八二両二分金額を羽書取締役へ下渡して取賄うことが決定された経緯が記される。

七 「羽書三十六両切捨申候一件之控」（4-1A7 1）は、三方会合所が消却を引受けた三〇〇〇両余りの羽書（寛政の改革以前に限度外発行分）のうち、寛政四年（一七九二）五月に消却した三十六両分が「羽書引替勘定帳」への記帳洩れとなっていたことへの対処を記した控書である。

八 「御奉行堀田土佐守様御出勤御組方金諸事控」（4-1A1 3）は、村井与四郎・古森善右衛門・伊藤与四兵衛・永野与兵衛・恵川半九郎・野村太次兵衛の六名（羽書取締役の六名）が、寛政十年（一七九八）以降、山田奉行所の「組方御仕法金」を預かり、年一割の利息上納を条件に貸付による運用を行った経緯を記した控書。

九 「御奉行堀田土佐守在勤 羽書御用御手当被仰渡一件」（4-1A7 2）は、「溜り羽書利足御仕法」が寛政十二年（一八〇〇）末に期限となったため、以後の仕法について決定されるまでの経緯を記した控書である。羽書取締役六名が納めた五五〇〇両のうち二〇〇〇両を改めて預かり、一割の利率で貸付運用（「羽書御用御手当金」）し、その利金をもって溜り羽書利息の支払に充当する制度が決定された。記録の表紙には「御奉行堀田土佐守在勤」と記されるが、寛政十三年（一八〇一）正月に新仕法を羽書取締役が上申した際の奉行は堀田土佐守、享和三年（一八〇三）十一月に決定を下した奉行は寛越前守である。

収録した史料には、寛政の羽書改革の実施過程のほか、羽書の製造に関わった御師・職人に関する多くの情報も含まれる。老中松平定信による政治改革の一環であった点では、幕府政治や山田奉行の機能に関する記録としての側面もある。本書は、貨幣経済史や政治史、地域史に関する研究に止まらず、労働史や文化・工芸史など、より広い学際的な研究での活用が期待できる。

（日本銀行金融研究所 貨幣博物館 企画役 藤井典子）

一、〔寛政二年十二月 羽書株四百四人御請印形帳〕

〔表紙〕

〔貼紙・朱書〕

〔会合所刻印〕

〔出品・六七〇 古森氏〕

羽書株四百四人御請印形帳

奉差上一札

此度羽書御引替二付御仕法御改正被為 仰出、羽書株四百四人
之者共より老人前金貳両充当戌年より拾ヶ年之間上納仕候様被
為 仰付、右二付先年三方会合え差出置候質物不残夫々え御下
ヶ被為 成下難有仕合奉存候、然上は右積金拾ヶ年之間無滯急
度上納可仕候、仍奉差上御請証文如件、

上貳百三人老組

中嶋組

徳田市兵衛事

中嶋町

徳田造酒

中嶋町

橋本三治

二俣組

中嶋町

長田庄右衛門

森嶋忠兵衛羽書株引受

中嶋町

徳田造酒

山沼勘左衛門羽書株引受

喜多出雲

羽根三郎大夫羽書株引受

中嶋町

長田庄右衛門

来田弥盛事

二俣町

来田淡路

浦口町

来田舍人

上中之郷

中山左京

喜早勘兵衛羽書株引受

浦口町

羽根左近

橋村彦右衛門事

上中之郷

橋村主殿

小杜孫兵衛事

二俣町

小杜市大夫

二俣町

小俣治兵衛 印

杉田治左衛門羽書株引受

二俣町

来田淡路 印

二俣組

志摩藤十郎羽書株引受

二俣町

羽根長門 印

浅田彦大夫羽書株引受

浦口町

木田靱負 印

八日市場町

慶徳雅楽 印

一志久保町

福田右門 印

浦口町

中山対馬 印

八日市場町

鋤屋式部 印

慶徳三郎大夫事

八日市場町

慶徳左京 印

福岡文大夫羽書株引受

上中之郷

中山縫殿 印

吉沢十郎右衛門羽書株引受

八日市場町

慶徳雅楽 印

二俣組

白米源右衛門羽書株引受

二俣町

羽根長門 印

辻村市左衛門羽書株引受

二俣町

辻村三郎右衛門 印

鈴木三郎兵衛羽書株引受

大世古町

上部左衛門 印

一志久保町

野依弥三大夫 印

中沢喜左衛門羽書株引受

宮後西川原町

中沢市大夫 印

松尾徳左衛門羽書株引受

大世古町

上部左衛門 印

弓場丈右衛門羽書株引受

八日市場町

村山数馬 印

杉山林大夫羽書株引受

一志久保町

藤井八郎大夫 印

春木式部羽書株引受
宮後西川原町

堤兵部 印

吹上町

森左京 印

上中之郷組

上中之郷

辻市郎右衛門 印

松室与惣右衛門事

上中之郷

松室左馬助 印

河崎惣右衛門事

上中之郷

河崎惣大夫 印

石松左近羽書株引受
下馬所前野町

黒瀬右兵衛 印

森田太郎兵衛羽書株引受

橋村主膳 印

上中之郷組

廣田与三大夫事

上中之郷

廣田刀祢 印

榎倉修理之進事

上中之郷

榎倉外記 印

上中之郷

橋村織部 印

廣田喜左衛門羽書株引受

上中之郷

廣田筑後 印

宇治六大夫事

上中之郷

宇治齋 印

上中之郷

橋村内蔵 印

上中之郷

千賀八左衛門 印

森田五郎左衛門羽書株引受

上中之郷

橋村主殿 印

下中之郷組

下中之郷

福嶋屋八郎右衛門 印

上中之郷

川崎与大夫 印

機間三大夫羽書株引受

堤大

大 印

止久留町

羽根長大夫 印

松尾長門事

下中之郷

松尾大夫 印

村松市郎兵衛羽書株引受
岡本町

久居喜右衛門 印

多氣九右衛門羽書株引受
大世古町

上部左衛門 印

坂田与次大夫羽書株引受
八日市場町

鎡屋式部 印

下中之郷組

岡村左膳事
下中之郷

岡村織江 印

綿屋外記事
下中之郷

綿屋彦十郎 印

岸上五郎右衛門羽書株引受
下中之郷

堤丹後 印

大世古町

高瀬惣大夫 印

親井助大夫羽書株引受
下中之郷

丸岡宗大夫 印

金屋善左衛門羽書株引受
下中之郷

柘植喜大夫 印

堤左大夫事
下中之郷

堤丹後 印

鳥羽領母事
曾格町

鳥羽宰記 印

下中之郷

丸岡宗大夫 印

孫福出雲事
一志久保町

孫福修理 印

下中之郷組

下中之郷

堤長熊大夫 印

堤長大夫事
下中之郷

堤舍人 印

高田勘解由事
下中之郷

高田左門 印

曾格町

工藤重大夫 印

井田次郎右衛門羽書株引受
下中之郷

林周防 印

村山掃部事
下中之郷

村山監物 印

松田甚兵衛羽書株引受

久保倉正親 印

堤主馬事

下中之郷

堤長福大夫 印

林多門事

下中之郷

林主税 印

小嶋治部羽書株引受

久保倉正親 印

下中之郷組

榎屋四郎右衛門羽書株引受

下中之郷

龍山城 印

宮後西川原町

足代次郎右衛門 印

清水庄兵衛羽書株引受

下中之郷

松木坂井大夫 印

松尾次郎大夫羽書株引受

下中之郷

松尾大夫 印

下馬所前野町

長橋宗大夫 印

龍岡書事

下中之郷

龍山城 印

林傳大夫羽書株引受

下中之郷

林周防 印

中川与兵衛羽書株引受

下中之郷

松木坂井大夫 印

齋藤庄右衛門羽書株引受

堤大夫 印

後藤安右衛門羽書株引受

八日市場町

慶徳雅楽 印

八日市場組

慶徳藤右衛門事

八日市場町

慶徳華人 印

八日市場町

大川作左衛門 印

為田儀右衛門羽書株引受

八日市場町

為田兵大夫 印

八日市場町

七屋又右衛門 印

河崎藤兵衛羽書株引受

八日市場町

中川 印

松村長大夫羽書株引受

幸福内匠 印

八日市場組

坂市左衛門事

八日市場町

坂 周 助 印

福嶋常松事

八日市場町

福嶋 大 隅 印

福嶋頼母事

八日市場町

福嶋 大 次 郎 印

高田彦大夫羽書株引受

足代 式 部 印

大世古町

河村勘兵衛 印

中山縫殿羽書株引受

福嶋 佐 渡 印

大主半三郎事

八日市場町

大主慶太郎 印

正住平右衛門羽書株引受

福 井 貢 印

野村勘解由羽書株引受

宮後西川原町

津村三六大夫 印

高柳組

幸田源内事

曾祿町

幸 田 造 酒 印

辻村五郎大夫羽書株引受

榎倉 靱 負 印

春木庄兵衛羽書株引受

曾祿町

幸 田 造 酒 印

山本玄蕃事

上中之郷

山 本 監 物 印

辻久留町

羽 根 彦 大 夫 印

山口角大夫羽書株引受

曾祿町

幸 田 造 酒 印

喜多大膳事

二俣町

喜 多 孫 大 夫 印

桑名長兵衛羽書株引受

大世古町

龍 安 丸 印

大世古組

西村八郎兵衛事

大世古町

西 村 中 書 印

大世古町

松 葉 次 郎 大 夫 印

林与三兵衛事

下中之郷

林 周 防 印

出口佐次兵衛羽書株引受
大世古町

松田長大夫 印

杉松七郎左衛門事
吹上町

杉松若狹 印

大世古町

杉木佐左衛門 印

林左近事
下中之郷

林左太郎 印

大世古町

松田長大夫 印

一之木組

服部九兵衛事

一之木町

福井駿河 印

一之木町

松井左大夫 印

一之木町

二本杉左兵衛 印

松田新右衛門羽書株引受
宮後西川原町

豊田大夫 印

小林清大夫羽書株引受
八日市場町

村山数馬 印

二本杉忠藏事
一之木町

二本杉大夫 印

杉木作大夫事
一之木町

杉木左京 印

根本谷弥三大夫羽書株引受

幸福内匠 印

福嶋若狹事
一之木町

福嶋主膳 印

下之久保組

丸井甚八羽書株引受
一志久保町

丸井勘解由 印

福田与五郎事
一志久保町

福田外記 印

鎌屋六大夫事
一志久保町

鎌屋市大夫 印

羽根石見羽書株引受
二保町

千萱勘解由 印

福市味右衛門羽書株引受

久保倉但馬 印

松田宗左衛門事
一志久保町

松田数馬 印

福井長兵衛羽書株引受
八日市場町

福嶋文大夫 印

宮後西川原町

清水奎大夫 印

村田三大夫羽書株引受
八日市場町

大主慶太郎 印

杉村清大夫羽書株引受

久保倉但馬 印

船江組

船江町

樋口庄兵衛 印

下馬所前野町

矢畑利大夫 印

結城弥三大夫事
下中之郷

結城弥三郎 印

瓶子領母事
宮後西川原町

瓶子金右衛門 印

下馬所前野町

高田喜大夫 印

八日市場新組

十四人前引受

幸福内匠 印

坂之世古新組十人前引受
三方当番

喜多左馬之助 印

宮後新組

四十人前引受

足代縫殿 印

下貳百老人老組

一志組

九井甚左衛門事
一志久保町

丸井勘解由 印

谷一郎大夫事
曾祿町

谷対馬 印

多賀作大夫羽書株引受

福井貢 印

杉村右大夫事
一志久保町

杉村右膳 印

一志久保町

福井左門 印

杉木権六事
一志久保町

杉木宗大夫 印

橋本源大夫羽書株引受

福井貢 印

一志久保町

杉木成左衛門 印

三門市新八事

八日市場町

三門市与三大夫 印

三谷主税羽書株引受

一志久保町

杉村右膳 印

館組

一志久保町

桑原石大夫 印

藤原宗三郎羽書株引受

一志久保町

藤本八大夫 印

藤井市郎大夫羽書株引受

福井貢 印

一志久保町

藤本八大夫 印

中西平左衛門事

上中之郷

中西大夫 印

岩淵町

御塩弥三大夫 印

宮後組

足代勘兵衛羽書株引受

宮後西川原町

足代大夫 印

谷一郎兵衛羽書株引受

大世古町

森源内 印

幸田宗兵衛事

宮後西川原町

幸田主計 印

木田作大夫事

浦口町

木田靱負 印

竹口利右衛門羽書株引受

福井美作 印

加藤喜右衛門羽書株引受

足代縫殿 印

竹口源兵衛羽書株引受

福井美作 印

西村源右衛門羽書株引受

足代式部 印

中西平大夫事

上中之郷

中西平馬 印

春木金大夫事

岡本町

春木左門 印

宮後組

藤井九左衛門事

宮後西川原町

藤井上野 印

船瀬次郎兵衛羽書株引受

宮後西川原町

長橋八大夫 印

鈴木久右衛門羽書株引受

堤長門 印

辻武兵衛羽書株引受

下馬所前野町

矢野造酒 印

羽根兵部羽書株引受

宮後西川原町

逐沼主殿 印

伊藤了十郎右衛門羽書株引受

福嶋豊後 印

藤原甚八羽書株引受

宮後西川原町

長橋八大夫 印

橋村吉大夫事

上中之郷

橋村修理之助 印

足代九郎右衛門羽書株引受

宮後西川原町

堤兵部 印

宮後組

幸田孫兵衛事

宮後西川原町

幸田因幡 印

黒瀬因書事

宮後西川原町

黒瀬帶刀 印

宮後西川原町

高向与三大夫 印

足代七大夫羽書株引受

足代縫殿 印

福井孫右衛門羽書株引受

一志久保町

福田石見 印

宮後西川原町

有瀧久右衛門 印

宮後西川原町

逐沼主殿 印

藤田儀左衛門事

宮後西川原町

藤田大夫 印

笠井孫右衛門事

一之木町

笠井右近 印

丸井清大夫羽書株引受

堤長門 印

宮後組

豊田主殿事
宮後西川原町

豊田大夫 印

堤左京事
宮後西川原町

堤大夫 印

宮後西川原町

原兵部 印

慶徳八左衛門羽書株引受
宮後西川原町

深井静一郎 印

遠山与次右衛門羽書株引受

堤長門 印

深井六右衛門事
宮後西川原町

深井静一郎 印

一志久保町

北川丹下 印

高倉三郎兵衛羽書株引受

三口市左近 印

岩田彦右衛門羽書株引受

堤長門 印

前野組

中西清大夫事
下馬所前野町

中西長門 印

藤田傳左衛門事

下馬前野町

藤田靱負 印

下馬所前野町

松木館八郎大夫 印

小野田市大夫羽書株引受

榎倉靱負 印

長橋治兵衛事
宮後西川原町

長橋八大夫 印

堤左門羽書株引受
下馬所前野町

堤彦大夫 印

福市又大夫羽書株引受
下馬所前野町

高田喜大夫 印

下馬所前野町

中津長大夫 印

小倉庄兵衛事
下馬所前野町

小倉庄内 印

下馬所組

中西数馬羽書株引受
一志久保町

福田外記 印

出口領母事
岩淵町

出口雅樂 印

柿本六右衛門羽書株引受

下馬所前野町

石井源大夫 印

森勘左衛門事

大世古町

森源内 印

内海園書羽書株引受

下中之郷

綿屋彦十郎 印

前野組

福市多兵衛羽書株引受

田中中世古町

志毛井左大夫 印

妙見町

山本長大夫 印

橋爪藤大夫羽書株引受

久保倉但馬 印

大西助大夫事

吹上町

大西栄三郎 印

上野吉兵衛羽書株引受

八日市場町

西村八郎大夫 印

福本助左衛門羽書株引受

岡本町

福本右京 印

福本善左衛門羽書株引受

八日市場町

西村八郎大夫 印

一志全大夫事

宮後西川原町

一志求馬 印

吹上町

神田孫兵衛 印

吹上組

吹上町

慶徳主馬 印

高向左衛門事

大世古町

上部左衛門 印

宮後西川原町

吉沢重次郎 印

津田嘉右衛門羽書株引受

宮後西川原町

豊田大夫 印

熊鶴三郎三左衛門事

吹上町

熊鶴内膳 印

藤本勘兵衛羽書株引受

宮後西川原町

豊田大夫 印

曾祿町

二見舍人 印

小倉主殿羽書株引受

田中世古町

小倉修理 印

小田主殿事

岩淵町

小田石見

印

下馬所前野町

中井孫次大夫

印

吹上組

吉田彦右衛門事

吹上町

吉田勘解由

印

中西左兵衛事

岩淵町

中西縫殿

印

中井忠大夫事

下馬所前野町

中井孫次大夫

印

岡本町

上部勘五郎

印

小林佐次右衛門羽書株引受

一志久保町

孫福修理

印

岩田作之丞羽書株引受

岩淵町

小田作大夫

印

上中之郷

丹藏与大夫

印

奥山縫殿羽書株引受

山田大路数馬

印

笠木善兵衛羽書株引受

一志久保町

孫福修理

印

孫福忠左衛門羽書株引受

一志久保町

孫福修理

印

岩淵組

岩淵町

久保倉掃部

印

橋爪主計事

吹上町

橋爪大夫

印

上中之郷

松室善大夫

印

中倉七郎大夫羽書株引受

岩淵町

小田権大夫

印

羽根豊後事

辻久留町

羽根彦大夫

印

岩淵町

小田権大夫

印

橋村市大夫事

上中之郷

橋村隼人

印

松室享三大夫事

上中之郷

松室志摩

印

家城久右衛門羽書株引受
福井貢 印

岡本組

谷倉頼母事
岡本町

谷倉弥重郎 印

下中之郷

杉松兵衛大夫 印

井村助左衛門事
岡本町

井村傳大夫 印

福本三右衛門羽書株引受
下馬所前野町

小倉庄内 印

下馬所前野町

岡田長大夫 印

岡本組

岡本町

上部作大夫 印

益善大夫羽書株引受
岩淵町

中西要人 印

中西右大夫事
岩淵町

中西弥一郎 印

杉村三左衛門羽書株引受
久保倉正親 印

松本三郎左衛門事
岡本町

松本求馬 印

中西留右衛門事
岩淵町

中西内匠 印

山村丸右衛門事
岡本町

山村伊織 印

一之木組

宮後西川原町

中澤市大夫 印

中西平右衛門羽書株引受
岩淵町

中西造酒 印

粟野勘解由羽書株引受
岩淵町

中西縫殿 印

一之木町

藤井長大夫 印

中西将作事
岩淵町

中西内蔵 印

村山造酒事
八日市場町

村山数馬 印

坂東兵衛羽書株引受

久保倉但馬 印

松井久兵衛羽書株引受

一之木町

藤井長大夫 印

河崎組

河崎町

加藤藤大夫 印

三日市文次郎羽書株引受

三日市左近 印

八日市場町

福嶋新之丞 印

御座傳大夫羽書株引受

宮後西川原町

堤 大 夫 印

妙見町

河北喜大夫 印

村松弁吾羽書株引受

堤 長 門 印

松本卯右衛門羽書株引受

浦口町

木 田 鞆 負 印

浦口町

大田権大夫 印

寛政二庚戌年十二月

御奉行所様

右之趣私共一統承知難有奉畏候、仍奥書印形仕奉差上処如件、

岩渕新組

四十人前引受

岩渕町

三日市少進 印

岩新組

十六人前引受

久保倉豊前 印

岩新後組

十二人前引受

久保倉正親 印

取締役

伊藤与四兵衛 印

永野与兵衛 印

古森善右衛門 印

恵川半九郎 印

村井与四郎 印

野村太次兵衛 印

羽書年行事

丸井勘解由 印

谷 对 馬 印

坂 周 助 印

戌十二月

御奉行所

松葉次郎大夫

④

山田

三方

④

(4-1 A1 26)

二、〔寛政七年二月 羽書上組御上納金請取覚〕

(表紙)

寛政七乙卯年二月

羽書上組 大組三組
小組十七組 合式百三人
御上納金請取覚

三役中

上式百三人惣組

*注

一 金拾貳両

内金六両

又金六両

都合十貳両

一 金拾六両

中嶋組六人組

徳田造酒

二月分

五月分

二俣組八人組

来田舎人

内金八両

又金八両

都合拾八両
(マ)

一 金拾八両

内金九両

又金九両

都合拾八両

一 金貳拾両

内金拾両

又金拾両

都合貳拾両

一 金拾両

内金五両

又金五両

都合拾両

一 金拾六両

内金八両

又金八両

二月分
五月分

二俣組九人組
志摩藤十郎分

羽根長門

二月分

五月分

二俣組十人組
白米源右衛門分

羽根長門

二月分

五月分

上中之郷組五人組

辻市郎右衛門

二月分

五月分

上中之郷組八人組
廣田刀持分

橋村令祐

二月分

五月分

羽書上組御上納金請取覚

都合拾六両	又金九両	五月分
一 金拾六両	一 金拾六両	高柳八人組 幸田造酒
内金八両	内金八両	二月分
又金八両	又金八両	五月分
都合拾八両	都合拾六両	
一 金貳拾両	一 金拾貳両	八日市場組六人組 慶徳華人
内金拾両	内金六両	二月分
又金拾両	又金六両	五月分
都合貳拾両	都合拾貳両	
一 金貳拾両	一 金拾六両	大世古組八人組 西村求馬
内金拾両	内金八両	二月分
又金拾両	又金八両	五月分
都合貳拾両	都合拾六両	
一 金貳拾両	一 金拾八両	一ノ木組九人組 福井駿河
内金拾両	内金九両	二月分
又金拾両	又金九両	五月分
都合貳拾両	都合拾八両	
一 金拾八両	一 金貳拾両	下之久保組十人組 丸井勘ヶ由
内金九両	又金九両	
	八日市場組九人組 坂周助	
	下中之郷組十人組 龍山城	
	下中之郷組十人組 堤主水	
	下中之郷組拾八人組 岡村織江	
	下中之郷組八人組 福嶋屋八郎右衛門	

内金拾兩
又金拾兩

都合貳拾兩

一 金拾兩

内金五兩

又金五兩

都合拾兩

一 金貳拾八兩

内金拾四兩

又金拾四兩

都合貳拾八兩

一 金貳拾兩

内金拾兩

又金拾兩

都合貳拾兩

一 金八拾兩

内金四拾兩

又金四拾兩

二分
五分

船江組五人組

樋口庄兵衛

二分

五分

八日市場新組十四人前

引受

幸福右治郎

二分

五分

坂之せこ新組十人前

引受

三方会合所

二分

五分

宮後新組四十人前

引受

足代縫殿

二分

五分

都合八拾兩

覚

一 金貳百三兩

一 金貳百三兩

都合金四百六兩

(裏表紙)

頭取役

辻市郎右衛門

*注 [当史料における傍線]
はすべて後筆

二分

貳百三人

五分

同断

三方当番

年行事当番

取締役当番

(4-1 A9

4)

三、〔寛政七年二月 羽書下組御上納金請取覚〕

(表紙)

寛政七乙卯年二月

羽書下組 大組三組
小組十六組
御上納金請取覚
合貳百壹人
三役中

下貳百壹人惣組

一 金貳拾兩 ^{*注}

内金拾兩

又金拾兩

都合貳拾兩

一 金拾貳兩

内金六兩

又金六兩

都合拾貳兩

一志組十人組

丸井勘之由 (解)

二月分

五月分

館組六人組

桑原石大夫

二月分

五月分

一 金貳拾兩

内金拾兩

又金拾兩

都合貳拾兩

一 金貳拾兩

内金拾兩

又金拾兩

都合貳拾兩

一 金拾八兩

内金九兩

又金九兩

都合拾八兩

一 金拾八兩

内金九兩

又金九兩

都合拾八兩

一 金拾八兩

内金九兩

又金九兩

宮後組十人組

足代大夫

二月分

五月分

宮後組十人組

幸田因幡

二月分

五月分

宮後組九人組

藤井上野

二月分

五月分

宮後組九人組

豊田大夫

二月分

五月分

前野組九人組

中西清大夫

二月分

五月分

都合拾八両

一金拾両

内金五両

又金五両

都合拾両

一金拾八両

内金九両

又金九両

都合拾八両

一金貳拾両

内金拾両

又金拾両

都合貳拾両

一金貳拾両

内金拾両

又金拾両

都合貳拾両

下馬所組五人組

福田外記

二月份

五月份

前野組九人組

志毛井左大夫

二月份

五月份

吹上組十人組

慶徳首令 相改

左内

二月份

五月份

吹上組十人組

吉田勘ヶ由 (解)

二月份

五月份

一金拾八両

内金九両

又金九両

都合拾八両

一金拾両

内金五両 請取

又金五両

都合拾両

一金拾四両

内金七両

又金七両

都合拾四両

一金拾六両

内金八両

又金八両

都合拾六両

一金拾六両

内金八両

又金八両

岩瀬組九人組

久保倉掃部

二月份

五月份

岡本組五人組

谷倉弥重郎

二月份

五月份

岡本組七人組

上部作大夫

二月份

五月份

一本組八人組

藤井長大夫

二月份

五月份

川崎組八人組

加藤藤大夫

二月份

五月份

都合拾六兩

一 金八拾兩

内金四拾兩

又金四拾兩

都合八拾兩

一 金參拾貳兩

内拾六兩

又拾六兩

都合金參拾貳兩

一 金貳拾貳兩

内拾壹兩

又拾壹兩

都合金貳拾貳兩

覚

一 金貳百壹兩

一 金貳百壹兩

都合金四百貳兩

岩瀬新組四十人前
引受

三日市少進

二月份

五月份

岩瀬組十六人前

引受

久保倉豊前

二月份

五月份

岩瀬後組十二人前
引受

久保倉右近

二月份

五月份

*注 当史料における傍線
はすべて後筆

二月份

貳百壹兩

五月份

同断

(裏表紙)

頭取役

西村八郎大夫

四、「寛政十一年一月 奉差上一札」

奉差上一札

此度羽書方御用向執筆私え被 仰付、且御給金之儀は是迄は金
六兩宛二御座候処、格別之思召を以金拾兩宛可被下置旨重々難
有御請奉申上候、然ル上は 御用談之筋は不及申其外不寄何事

三方当番

年行事当番

取締役当番

(4—1 A9 5)

御用向見聞候儀、親子兄弟たりとも一切他言仕聞敷候、諸事無施略大切ニ相勤可申候、尚又私儀不叶思召御暇被下候儀は格別私より如何様之儀御座候共御暇之儀御願申上間敷候、仍奉差上一札如件、

寛政十一己未年正月

羽書御年行事御衆中様
羽書御取締役御衆中様

岩淵町
芝田為右衛門 ㊦
親類諸人同町
加納彦右衛門 ㊦

(4-1 B1 2)

一御役所御取次馬淵周藏殿・御目附山口安兵衛殿会合所へ御出役之事、

同日四ツ半時

一御勘定

青山喜内様

同

男谷平藏様

御普請方

原田市郎治様

同

関根市三郎様

会合所へ御入ニて羽書摺立御一覽之上、羽書之訳御尋御答申上候事、

同月十九日

野村太次兵衛

五、〔江戸期 山田羽書書留〕

(表紙)

山田羽書書留

(前欠)

〔注〕寛政二年十二月
同月十七日五ツ時

一御役所御勝手へ罷出羽書株惣中之者共上納積金并其外仕法御用
人中和御対談申上候事、

一金八百八両 羽書株 四百四人

但し、菅人前金貳両定

右此度羽書新札引替仕法御改正被 仰出候二付、去ル十六日申渡候通上納積金之内、当戌年分書面之金高来廿三日限三方会合
之可相納候、尤三方并羽書年行事・取締役之者共立合可請取
間、其旨可相心得者也、

前書之趣羽書株之者共之申渡候条、其方共立合右金高請取之
御役所へ可相納候、

戌十二月十八日御役所

山田三方

年行事
取締役

右被 仰渡候儀ニ付羽書株四百四人之者共より之御請書之三役
奥書印形奉差上候事、

同月廿一日

三方当番

福嶋豊後

羽書年行事当番

松葉治郎大夫

同取締役当番

野村太次兵衛

一御役所え罷出候処、羽書引替店宇仁田仁兵衛方へ賈札持來候者
有之候ハ、捕置三役え伺 御役所え召連候様被 仰付候事、

同月廿四日

一金八百八両

右は山田羽書株四百四人之者共より当戌年分上納金書面之通受
取申候、仍如件、

寛政二庚戌年十二月 兵庫 御印

山田三方

羽書

年行事

羽書

取締役

一羽書引替店諸入用出方之儀 御役所より可被下置哉之段伺置候

処、此節右可為伺之通旨被 仰聞候事、

寛政三辛亥年

正月十七日

三方当番

上部大藏

羽書年行事当番

坂周助

同取締役当番

村井與四郎

御役所え罷出御取次馬測周藏殿を以、式分羽書之札之頭え墨
にて二筋形を付可申哉之段伺候処、可致其通ニ旨被 仰付候
事、

同月廿五日

三方喜多左馬之助より羽書年行事谷対馬え書通左之通、

明廿七日

兵庫頭様羽書仕拵候御見分として会合所え被為成御入
候、尤御延引候ハ、廿八日早朝可被遊御入との御儀、昨
日拙者御勝手え参上致し候節被仰渡候、此段得御意候、
猶又貴様より外々え御達し可被成候、以上

正月廿六日

上書

谷対馬様

喜多左馬之助

五月十五日

尚々本文之儀相心得被居候義ニは可有御座候得共、為念申進置候、

以手紙申述候、然は今日田丸会所より役人罷越、此間懸合有之候羽書之儀彼是对談申来候、先頃引替候残之偽札三拾枚余之処色々ニ申聞引替之儀申述候得共、此方より申付候儀は難相成旨相答置候、自然田丸表より此上直ニ羽書引替所え及駈合候儀有之候ハ、偽札引替等之儀は一切取放不申候様御申聞置可被成候、右之趣其元より三方中へも申達被置候様ニと存候、右之趣申達置候様被申付候故、如此御座候、已上

五月十五日

上書 河崎町 永野与兵衛様

馬淵周藏

同月廿六日

一御奉行所新札為御覽会合所え御入被遊候二付、三役出勤致し候事、

八月廿日

羽青年行事

谷 対馬

丸井勘解由

一御役所中ノ口え罷上り候所、御取次馬淵周藏殿御案内にて於御居間兵庫頭様直ニ被為 仰聞候御趣左之通、

其方共旧冬已来は 御用向被仰付乍少分物入等も可有之

ニ、彼是とも不申殊ニ出精相勤候段神妙之至ニ候、新札ケ様ニ早クも出来無覺束存候処、存之外早ク相済全其方共出精之故と於自分も致満足候、右ニ付何等規模も付遣し度色々思慮致し候得共 御勘定所え申上候儀も難致、又自分より何等指遣し度も存候得共、此儀も彼是指支之筋も候得は、心底ニまかせず候、且又是迄之年行事役は四百四人より出銀為致候趣ニ候得共、是も式両ツ、上納金申付候上は強ても難申付候、仍之古札切捨之反古代之儀は今以御勘定所え不申上事ニ候得は、是を其方共え可遣候、尤此節迄之反古代取締共より此間指出候ニ付、先此度四人え金式両ツ、八両差遣し候、已来は切捨之節反古配分致候様ニも可致哉、勿論此節金子にて指遣と申儀は曾て無之候得共、吳々此節何等功も無之候ては於自分も如何ニ存候ニ付此段申入候との御懇ニ被仰下金八両頂戴致し、御用人中え向御札申上退出之事、

十月廿七日

御用人堤甚左衛門殿・前田八郎右衛門殿より三役え御紙面左之通、

以手紙得御意候、贖銀札拵候太四郎と申もの 神領於上野村昨日召捕候間、為心得此段申達候、已上

十月廿七日

山田三方

上書
羽書方
年行事

取締役

前田八郎右衛門
堤 甚左衛門

寛政四壬子年

八月

一來ル九月晦日羽書引替限日ニ付

松坂・田丸・津・鳥羽・亀山・神戸其外役人中、大年寄、大庄

屋え三方一役より書通之事、

右ニ付羽書屋組々え年行事一役より廻達差出候事、

寛政五癸丑年

五月九日

一羽書引替店宇仁田仁兵衛質屋株ニ相成候儀羽書三役え願書差出し候事、

同月十二日

一去ル九日、右仁兵衛より願書差出し候儀ニ付、羽書三役相談之

上相調子口上書為差出候事、

同月十六日

一字仁田仁兵衛願之趣 御役所え伺之上於会合所羽書三役より同人呼寄聞濟候て、左之通一札取置候事、

奉差上一件

羽書引替店相勤候処為行商売質貸仕度段御伺奉申上候処、段々御取調子之上質貸之儀は小店にて仕引替 御用向之儀は少しも滞儀無御座候段申上候ニ付、勝手次第質貸商売之儀其筋え御願申上候様被仰聞難有奉畏候、然ル上は已來羽書引替之儀は勿論御三役之御用筋等曾て以鹿略之取計仕間敷候、仍奉差上一札如件、

寛政五癸丑年五月

宇仁田仁兵衛印

三方御会合御衆中様
羽書年行事御衆中様
羽書取締役御衆中様

八月廿七日

一去ル廿四日、元御取次当時御用人馬測周藏殿病死ニ付、年行事より為盛物料南鐐沓片持參御悔申上候事、取締役より為盛物料金百疋持參御悔申上候事、

寛政六甲寅年

七月八日

一御奉行堀田土佐守様御初入二付

事、

同月廿日

羽書年行事

松葉次郎左衛門

坂 周 助

谷 一 郎 大 夫

丸 井 勘 解 由

羽書取繕役

野村太次兵衛

永 野 与 兵 衛

伊 藤 与 四 兵 衛

寛政七乙卯年

二月朔日

羽書年行事

谷 一 郎 大 夫

中川原宮之前ニおひて御出迎申上候事、

御用人

河崎吉右衛門殿

御用人

船 橋 忠 藏 殿

御給人

片岡和左衛門殿

御給人

小 林 範 吾 殿

十二月十四日

羽書年行事惣代

丸井勘解由

一御役所へ罷出候処於御鎗間御取次高松伊兵衛殿御出合、是迄年頭・五節句・歳暮御礼之儀、羽書年行事之儀は年寄役にて礼相濟候事故無其儀候処、此度相改一同二御礼可申上様被仰渡候

一去ル十四日、高松伊兵衛殿を以被仰渡候年頭・五節句・歳暮御

礼之儀、一同御請ニ罷出、夫より御用人中・御取次中・御長屋

え右御礼申上候事、

一御役所へ罷出積金上納取集、日限旧年之通可取計裁之段御取次高松伊兵衛殿へ向御伺申上候節名前附左之通、

三役惣代

羽書年行事

谷 一 郎 大 夫

三月三日

一節句御礼年行事・取締役一同罷出候事、

五月五日

一節句御礼年行事・取締役一同罷出候事、

七月七日

一七夕御礼年行事・取締役一同罷出候事、

八月朔日

一八朔御札年行事・取締役一同罷出候事、
九月九日

一節句御札年行事・取締役一同罷出候事、
十二月廿五日

一歳暮御札年行事・取締役一同罷出候事、

寛政八丙辰年

正月九日

一年頭御札年行事・取締役一同罷出候事、

三月三日

一節句御札年行事・取締役一同罷出候事、

同月廿八日

一去ル十九日、御台様御安産 御男子様御誕生被為遊候、恐悦

年行事・取締役一同 御役所之申上候事、

五月五日

一節句御札年行事・取締役一同罷出候事、

七月七日

一七夕御札年行事・取締役一同罷出候事、

八月朔日

一八朔御札年行事・取締役一同罷出候事、

九月九日

一節句御札年行事・取締役一同罷出候事、
十二月廿五日

一歳暮御札年行事・取締役一同罷出候事、

寛政九丁巳年

正月九日

一年頭御札年行事・取締役一同罷出候事、

三月三日

一節句御札年行事・取締役一同罷出候事、

同日

三方当番

福井上総

羽書年行事

坂周助

同取締役

野村太次兵衛

於御鎗間御用人船橋忠藏殿・御取次片岡和左衛門殿を以被仰渡

候御書附左之通、

山田銀札来午年新札二引替之積仕立方等諸事先達て之通り

差支無之様可取計候、

巳三月御役所

山田三方

羽書

年行事

同
取締役

同月十一日

一若君様御元服御官位被為遊 御台様從三位 勅許之御旨被 仰

下候二付、年行事・取締役一同御役所え恐悦申上候事、

五月五日

一節句御札年行事・取締役一同罷出候事、

七月七日

一七夕御札年行事・取締役一同罷出候事、

八月朔日

一八朔御札年行事・取締役一同罷出候事、

九月九日

一節句御札年行事・取締役一同罷出候事、

十二月廿五日

一歳暮御札年行事・取締役一同罷出候事、

寛政十戊午年

正月九日

一年頭御札年行事・取締役一同罷出候事、

二月廿日

一羽書摺立年限中火事非常之儀有之節は、早速人足会合所え差出

し御用物取退方之儀は羽書三役之もの共より可致差図間、無差
支様町在え御書附を以被仰渡候事、

三月三日

一節句御札年行事・取締役一同罷出候事、

同月廿日

一羽書之儀、当午年引替被仰出候二付当月より来未二月迄十二ヶ
月を限新札二引替相成候旨、

松坂大年寄・田丸大庄屋・鳥羽大庄屋

稲垣信濃守様郡御奉行中

石川主殿頭様御用人中

本多伊予守様御用人中

藤堂和泉守様町御奉行中

有馬備後守様御領根倉村代官え三方一役より書通之事、

右二付羽書屋組々え年行事一役より廻達差出候事、

五月五日

一節句御札年行事・取締役一同罷出候事、

同月六日

一御奉行堀田土佐守様羽書摺立為御覧会合所へ御入被遊候二付、

松葉次郎左衛門

丸井勘解由

恵川半九郎

永野与兵衛

於門内御出迎申上、摺立入御覽御帰りの節同所迄御見送り申上候事、

七月七日

一七夕御礼年行事・取締役一同罷出候事、

同月十八日

一御奉行堀田土佐守様御参府御発駕二付、

松葉次郎左衛門

丸井勘解由

中川原高札之前ニおゐて御見送り申上候事、

野村太次兵衛

恵川半九郎

永野与兵衛

伊藤与四兵衛

古森善右衛門

村井與四郎

新茶屋迄罷出御見送り申上候事、

八月朔日

一御奉行堀田土佐守様御参府御留主中ニ付、八朔御礼御請無之候

事、

九月九日

一御奉行堀田土佐守様御参府御留主中ニ付節句御礼御請無之候事、

十一月十四日

松葉次郎左衛門

伊藤与四兵衛

一御奉行堀田土佐守様当地へ御暇御拝領被為成候趣被仰出候ニ付、於御鎗間御用人船橋忠藏殿・御取次平野郁殿へ恐悦申上候事、

同月廿六日

一御奉行堀田土佐守様御当着^(ママ)ニ付、

坂周助

野村太次兵衛

恵川半九郎

永野与兵衛

伊藤与四兵衛

古森善右衛門

村井與四郎

中川原宮之前ニおひて御出迎申上候事、

十二月廿五日

(以下半頁余白あり)

寛政十一己未年

去ル寛政六寅年己未年頭・五節句・歳暮御礼可申上候様年行事へ被仰聞、其後年々相勤、同十年迄其段相認置例格

正月廿八日

相分り候ニ付此後は拔書ニ不及候事、

一両役執筆役岩瀨町芝田為右衛門え申付候事、

二月三日

一当月晦日、羽書引替限日ニ付他領役人中え例之通三方一役より

書通之事、

但、御役所御勝手ニおひて御沙汰御座候ニ付久居えも同様

通達致し候事、

三月廿一日

一羽書引替新札残り高六百七拾四両壹歩八匁九分有之候事、

四月十八日

三方当番

上部 越中

羽書年行事

坂 周助

同取締役

野村太次兵衛

一羽書組頭并組下老宛相招、左之通書付を以申渡候事、

羽書判面之儀判数不足之株も有之候ニ付、組合又は他

組より致融通相用候故摺立之節混雜ニ及候儀も有之

候ニ付、此度相改判面不足之組々えは大組之判面致

差操、一株宛之判数相定、向後摺立之砌致融通相用

候儀無之混雜不致候様可取計旨從 御役所被 仰渡

候、依之於三方会合所判数相改羽書手鑑相仕立候、

為心得此段相達候、已上

未四月

同月

一手鑑判押廿三日より晦日迄授合共相済候事、

五月五日

一先達て御下ヶ被成候古手鑑・新手鑑其外羽書仕拵帳・勘定帳共

三役にて差上候事、

宮後新組四十人前

右拾人前宛通し

内頭判

朱印

異儀判

袖判

隠し判

目附判

岩瀨新組四十人前

右拾人前宛通し

内頭判

枕判

異儀判

袖判

隠し判

此六面老宛人前宛別々

此六面老宛人前宛別々

目附判

八日市新組拾四人前

右八人前通し

内頭判

朱印

枕判

異儀判

此五面老人前宛別々

袖判

同六人前通し

老人前分別々は右之通也

坂之世古新組拾人前

右拾人前通し

内頭判

朱印

枕判

異儀判

此五面老人前宛別々

袖判

岩新組拾六人前

右八人前通し

内頭判

朱印

枕判

此五面老人前宛別々

異儀判

袖判

同八人前通し

老人前宛別々は右之通り也

岩新後組拾老人前

右五人前通し

内頭判

朱印

枕判

異儀判

此六面老人前宛別々

袖判

目附判

同六人前通し

老人前宛別々は右之通り也

小組之分

袖判

裏目附判

右之通相調子置候事

此式面は老人組宛通し
其余は老人前宛別々

寛政十二庚申年

正月九日

一羽書年行事谷一郎大夫儀、悴修理え家督相譲り村山家致相統已
來村山一郎大夫と相名乗候段、御役所并三役居町え相届候事、
一八月六日
一御奉行所若殿式部様奥方被遊御死去候二付、年行事・取締役御
悔申上候事、

寛政十三辛酉年

正月十四日

三方当番

山田大路数馬

羽書年行事

村山一郎大夫

同取締役

野村太次兵衛

一御役所御勝手え罷出、溜り羽書利足并羽書仕拵御手当金之儀御
伺申上候処、御用人船橋忠藏殿左之通被仰聞候事、

一溜り羽書利足之儀は何れ共御治定有之候迄は、月々 御役所よ
り利足差下ケ可被成下との御事、

一羽書仕拵御手当金之儀は、其時節二至流失・焼失等も無之、余
り羽書左程無之時は不足之分 御役所より御差下ケ可被成との
御事、

右両様共猶思召も有之、追て御沙汰も可有之哉二相聞へ候事、

享和二壬戌年

正月五日

一御奉行堀田土佐守様 御遷宮奉行被為蒙 仰候二付、両役当番
御祝詞申上候事、

五月廿日

一御奉行堀田土佐守様御參府被遊御発駕候事、

右一件委敷別帳二記有之候事、

七月二日

一去月廿九日六十年来之供水ニて (選) 御役所御玄関迄水乗候二付、

両役御見舞申上候事、

同月五日

一御役所より御差紙左之通、

被談儀有之候間当番屯人宛只今可被罷出候、已上

七月五日 船橋忠藏

山田

三方

羽書

年行事

被談儀有之候間当番兩人只今可被罷出候、已上

七月五日 船橋忠藏

羽書

取締役

右御召二付

上部 越中
丸井勘解由

野村太次兵衛
永野与兵衛
罷出候処、於御鎗間御用人船橋忠藏殿・御取次平野部殿左之通
被仰付、御同文御書付三方年行事え壹枚、取締役え壹枚御渡被
成候事、

山田
三方共
羽書
年行事共

月々溜り羽書利金之儀、羽書取締役出金五千五百兩之内式
千兩年壹割之積にて取締役共致貸附二、右利金を以月々溜
り羽書利足手当ニ致し取締役之者取賄三方・羽書年行事共
立会勘定致し 御役所え差出可申余金有之節は溜り羽書多
キ節之可致手当置事、

戊
七月
右之通申渡し候間可得其意候、

羽書
取締役共

御文言同前

同月廿一日

一山田御奉行寛助兵衛様去ル十二日被為蒙 仰候ニ付御祝詞申上
候事、

右一件委敷別帳ニ記有之候事、

九月廿四日

一御奉行寛助兵衛様御事御任官越前守様と御改名被為成候旨会合
所より両役年番へ通達事、

享和三癸亥年

正月三日

一明後五日 御役所え溜り羽書之儀御届申上候先例之處、此節
御奉行所御忌中ニ付差扣候様相談相極候事、

同月九日

一御年頭御礼御奉行所御忌中ニ付一統御請不被遊候事、

同月廿一日

一御役所・御年頭御礼申上候事、

六月十八日

一去ル十五日 越前守様御召使長尾殿御平産御男子様御誕生ニ付

両役当番御祝詞申上候事、

七月七日

一七夕御礼 御奉行所麻疹御煩ひニ付町在御礼御請無之七ヶ所両

役并御困穀取扱人加藤藤大夫のみ御古鉄鉋之間ニおひて御用人

大久保逸八殿・中十郎左衛門殿・御取次石井弥右衛門殿御列席

にて御請被成候事、

同月廿九日

一三役左之通伺書差上候事、

但し此儀先達て於御勝手御用人中御差図有之候事、

奉申上口上

山田羽書押替之儀去ル寛政二戌年仕法御改正二付、同年十二月より取懸り翌亥年不残摺立子年九月迄二新古引替申候、右亥年より八ヶ年目同年惣押替被 仰出候、右年限を以摺替候儀ニ御座候得は来々丑年八ヶ年目摺替年数ニ御座候得共、追々御切捨も有之、当時札数相減し取遣り繁く御座候故此節損札多分相見へ申候て自然と溜り札ニ相成申候、依之来子年惣押替仕、新古引替候ハ、弥散在宜差障有之間敷奉存候、然上は当年より羽書紙用意等取懸り候儀ニ御座候故此段御覧奉申上候、以上、

亥

七月

山田

三方

羽書

年行事

同

取締役

十一月廿五日

一御役所より御差紙左之通、

被達儀有之間、明廿六日五時当番老人惣代老入ツ、可

被罷出候、以上

十一月廿五日

秋山 丈吉

中十郎左衛門

大久保逸八

山田

三方

羽書

年行事

同

取締役

同月廿六日

一御役所え罷出候處、於御鎗間御用人大久保逸八殿・御取次石井弥右衛門殿左之通御書附を以被仰渡候事、

三役当番

益大膳
丸井勘解由
永野与兵衛

山田

三方共

羽書

年行事共

同

取締役共

山田銀札来子年新札ニ引替之積候条、仕立方等諸事前々之通差支無之様可取計候

亥

十一月

十二月

一去月廿六日羽書仕立方之儀被 仰付候二付、諸事先例之通取計委敷記録致し有之候事、

同月廿五日

坂 周 助

丸井勘解由

中川 図 書

谷 兵 部

一於御鎗間御用人秋山丈吉殿・御取次和田林右衛門殿烈席ニて例

之通御手当金拾五兩御下ケ被成下候事、

同月廿六日

羽書年行事

中川 図 書

谷 兵 部

一御役所え罷出、御取次和田林右衛門殿を以昨日御手当金被為下

候御札申上候事、

成下候事、

同月廿六日

羽書年行事

坂 周 助

谷 兵 部

一御役所え罷出御取次を以昨日御手当金被為下候御札申上候事、

文化二乙丑年

七月十五日

一去ル十一日御用人大久保逸八殿病死ニ付年行事より為盛物料
金百疋、取締役より為盛物料金三百疋持参之事、

八月朔日

三役当番

福 井 上 総
坂 周 助
野村太次兵衛

享和四甲子年

三月廿八日

二月文化紀元之事

坂之世古新組北尾糸右衛門・羽書頭判毘沙門之处余り淋敷ニ付

若松あしらい入可申段於中ノ口御用人大久保逸八殿え向御伺申

上候処御聞濟之事、

十二月廿五日

坂 周 助
中川 図 書

谷 兵 部

一於御鎗間御用人御取次烈席^(列)ニて例之通御手当金拾五兩御下ケ被

右一件委敷記録致し有之候事、

一其後依 御召坂周助・野村太次兵衛御中ノ口え罷上り候処、

越前守様被遊御逢羽書引替無滞相濟御満足被思召候旨御念比ニ

被仰下候事、

同月七日

上中之經組

廣田喜左衛門

同組

森田五郎左衛門

宮後組

中西平大夫

上中之經組

千賀八左衛門

一右贋札字仁田仁兵衛・丸井勘解由方え致持參候二付、三役追々相談之事、

同月十五日

一一昨十三日三役より 御役所え申上候羽書屋共所持古判之儀、

三方当番より十二郷年行事・年寄相招、左之通申渡候事、

去ル戌年 御改正之節、当所羽書屋共所持有之候判面不殘会合

所え差出し致封印置候得共、右羽書屋共当時之判面のみ差出し

有之候、羽書追々譲り渡し名前或は板面損し勵直し候古判面は

差出不申候、右古判面 御改正已前羽書株所持追々株譲り渡し

当時羽書屋にて無之家々ニ所持致し候もの可有之哉、町々ニお

ゐて町家一統会所え呼寄被相調子所持之ものは早々差出し候様

可申渡候、或は皮籠之底・葛籠杯え入置候事可有之哉、所持之

もの有之候ハ、壁鼠喰又は相かけ割候ても不苦候間篤と取調子

差出し候様可被申聞候、右は 御役所より急度被仰渡候儀にて

は無之候得共、不調子致し所持致し候もの後日相知れ候ては

御役所より如何可被仰渡哉難計候間、町々ニおゐて行届候様可

被取計旨申渡候事、

同月廿九日

(ママ)

一先達て調子置候羽書判入皮籠出来二付今日荷拵致し、会合所西

土藏え納置候事、

一四百四人御請証文 壹冊

一四百四人 三冊

右式品入老箱

一羽書古印鑑 三冊

一同手鑑 壹封

一不用羽書判惣数 百拾九

内、十八当時難用判面ながら往古之判殊勝之品二付

除置、

百壹面末々役二可立判面相改除置、

一裏判木から 式ツ

右四品文庫二入

羽書判篋数目錄

一箱入琉球包判面 壹

右御役所御封印

一皮籠入判面 五篋

右三役封印

メ判面入篋数六ツ

一簀木手 式拾組

但し式篋

九月三日

谷 兵部

伊藤与四兵衛

村井與四郎

一御勝手へ罷出、於江戸御屋敷若殿助兵衛様御奥方御平産御息女
様御誕生ニ付為御祝詞生鯛式枚宛年行事・取締役より差上候、
尤御内分之御沙汰ニ付継上下ニて相勤候処 越前守様被遊御逢
御悦之旨御懇命被成下候事、

文化三丙寅年

二月廿八日

一御奉行寛越前守様御参府被遊御発駕候事、

右一件委敷別帳ニ記有之候事、

四月朔日

尚役当番

丸井勘解由
永野与兵衛

一先月十二日寛越前守様西御丸新御番頭被遊御転役候ニ付、於御
鎗間御用人中十郎左衛門殿・御取次和田林右衛門殿之御祝詞申
上候事、

同月十八日

尚役当番

丸井勘解由
惠川半九郎

一山田御奉行小林弥兵衛様被為蒙 仰候ニ付、於御鎗間御組頭下
山幸右衛門殿・榎坂吉左衛門殿・前田又六殿之向御祝詞申上候
事、

七月二日

一小林弥兵衛様御儀、先月廿三日 御役所之御暇被為 仰出、
御任官筑後守様と御改名之旨会合役人より両役年番へ申越候
事、

同月十八日

一御奉行小林筑後守様御初入之事、

右之節勤方委敷別帳ニ記有之候事、

御用人

堀 周藏殿
富尾武兵衛殿

御給人

植田伴助殿
白木保兵衛殿
曾我東十郎殿

牧嶋文左衛門殿

十二月廿五日

一於御鎗間御用人富尾武兵衛殿・御取次植田伴助殿烈席ニて例之
通御手当金拾五両御下ケ被成下候事、

同月廿六日

丸井勘解由
(列)

羽書年行事

丸井勘解由

一御役所へ罷出、御取次白木保兵衛殿を以昨日御手当金被為下候
御札申上候事、

文化四丁卯年

五月五日

三役当番

福井美作
丸井勘解由
野村太次兵衛

一於御鎗間御用人富尾武兵衛殿え岩渕新組針田又三郎偽札差上候
處、能出来致し候ものにて贋札は油肉と承候ても江戸方之者は
一向難相分り、用部屋ニ詰合候組之ものえも内々見せ候処驚入
候、ケ様之偽札出来致し候上は於此方も弥無油断氣を附可申
間、三役之内も別て年行事・取締役兩役は随分出精可被致由被
申聞候事、

十二月十八日

羽書引替規矩之事

一頭判より異儀判之頭迄連続下夕通り鼠喰焼損し等有之分は
引替可申事、

一裏判之像面体之辺迄鼠喰焼損し等有之候共、面部能相分り
候向は引替可申事、

一裏判より中程之鼠喰焼損し等有之候共、不切レ離判面相分
り候向は引替可申事、

一水入或はもめ又はよこれ等にて見苦敷相成候共、裏判少し

二ても相分り候向は引替可申事、

一継合候ては判面連続致し候共、切れ離レ候分は引替申間敷

候事、

同月廿五日

羽書年行事

丸井勘解由

谷 兵部

一於御鎗間御用人堀周藏殿・御取次植田伴助殿烈席にて、例之通
御手当金拾五兩御下ケ被成下候事、
(列)

同月廿六日

羽書年行事

丸井勘解由

谷 兵部

一御役所え罷出、御取次曾我元三郎殿を以昨日御手当金被為下
候御礼申上候事、

文化五戊辰年

七月廿九日

一去月より持越羽書有之候二付 御役所え差上候書付認方三役相
談之上、左之通相極候事、

一羽書百兩

閏六月晦日持越

改封附

此利足

金三步と

羽書五匁三分三厘二毛

右之通ニ御座候、以上

辰

七月廿九日

三方当番

龍 石見 印

羽書年行事

丸井勘解由 印

同取締役

永野与兵衛 印

十二月廿五日

丸井勘解由

中川 圖書

一於御鎗間御用人牧嶋文左衛門殿・御取次白木保兵衛殿烈席ニテ

例之通御手当金拾五兩御下ケ被成下候事、

同月廿六日

羽書年行事

谷 兵部

一御役所え罷出御取次白木保兵衛殿を以昨日御手当金被為下候御
礼申上候事、

(ママ)
文化六巳己年

五月十七日

三役当番

三日市左近
谷 兵部
野村太次兵衛

一御役所え罷出於御鎗間御用人富尾武兵衛殿・御取次曾我東三郎
殿え向、左之通伺書差上候事、

奉申上口上

山田羽書惣押替之儀、去ル享和三亥年十一月被 仰出同月
より羽書紙用意等ニ取懸り、翌子年不残摺立同丑八月迄ニ
新古引替申候、来午年七ヶ年目ニ御座候処 御改正後追々
御切捨も有之当時札数相減取遣り繁く御座候故、損札多分
ニ相見へ申候て自然と溜札ニ相成可申哉と奉存候、依之来
午年惣押替仕新古引替候ハ、弥散在宜差障有之間敷奉存
候、依て此段御窺奉申上候、已上

巳

五月

山田

三方

羽書

年行事

同

取締役

九月七日

中川 圖書

永野与兵衛

一御役所え罷出御取次曾我東三郎殿を以 両宮正遷宮無滞被為相
務候段恐悦申上候事、

十一月六日

一御役所より御差紙左之通、

被達儀有之間、明七日五ツ時羽書年行事乞人・取締役

老人可被罷出候、以上

十一月六日

牧嶋郡左衛門

富尾武兵衛

堀 周 蔵

羽書

年行事

同 取締役

一御請書左之通、

被為仰達候御儀御座候二付、明七日五ツ時羽書年行事迄

人・取締役老人参上可仕旨被仰下奉畏候、右為御請如是

御座候、已上

十一月六日

羽書

同 取締役

年行事

堀 周 蔵 様

富尾武兵衛様

牧嶋郡左衛門様

同月七日

三役當番

堤 正親 谷 兵部 永野与兵衛

一御役所へ罷出候處於御鎗間御用人牧嶋郡左衛門殿・御取次曾我

東三郎殿左之通御書付を以被仰渡候事、

已

十一月

同月九日

一一昨七日羽書仕立方之儀被 仰付候二付、相談二取懸り諸事先

例之通委敷記録致し有之候事、

十二月廿五日

一於御鎗間御用人・御取次烈席ニて例之通御手当金御下ケ被成下

候事、

同月廿六日

一御役所へ罷出御取次を以昨日御手当金被為下候御札申上候事、

文化七庚午年

正月廿日

一在京都谷兵部・恵川半九郎え京寺町通綿小路細工人金屋善助よ

り取置候証文兩人より善助え相渡候一札左之通、

出 三方共

羽書

同 年行事共

取締役共

山田銀札来午年新札引替之積可相心得、尤仕立方等

前々之通り諸事入念可取計候、

差上申請負証文之事

一御下画大黒天之像、本黄楊木口判 四面

工料木代共卷面二付
銀百七匁五分

右は山田御表通用銀札ニ御用ひ被成候御板面ニて数多く御摺立之由故、成丈ケ深く淺へ奇麗ニ^(彫)上ケ御下夕絵之通筆数聊省略不仕細蜜を専一二仕、右四面共同様ニ相揃ひ少しも板面模様不同無之様相仕立可申旨入御念被仰付、遂一承知仕御請合申上候、前書之通御大切之板面故聊無龜略出精仕、来ル三月下旬迄ニ無間違相仕立、山田表三方御会合所え向飛脚便を以無遲滯急度差上可申候、猶又右同判は不及申、以来似寄紛敷板面脇より^(注)注文之方有之候ハ、其国所・名苗字と得承置早速御しらせ申上、勿論一切類判^(彫)彫刻仕間敷候、仍て差上申注文御請合証文如件、

文化七庚午年正月

勢州山田羽書方

御役人

谷 兵部殿

惠川半九郎殿

京寺町通錦小路上ル可

細工人 金屋 善助 印

丸太町通寺町西へ入可

証人 木爪屋久兵衛 印

一札之事

一此度通用之羽書板木四面相違無之申付候也、尤四面同様ニ申付候事ニ付如何様之儀出来候共其許え少しも難儀相掛申間敷候、為後日一札仍て如件、

文化七年

午ノ正月

金屋善助殿

四月十七日

一御奉行筑後守様新札摺立為御見分清雲院 御仏參之御帰路会合え被遊御入候二付、三役門内迄御出迎摺立入御覽同所迄御見送り申上候事、

同月十八日

三役当番

三日市左近
丸井勘解由
伊藤与四兵衛

一御役所え罷出御取次曾我東三郎殿を以、昨十七日 御奉行所羽

書摺立御見分被成下候御礼、且御機嫌御伺申上候事、

八月七日

一御奉行小林筑後守様御參府被遊御発駕候事、

右一件委敷別帳ニ記有之候事、

勢州山田

谷 兵部 印

惠川半九郎 印

京知恩院新門前中之町
取次
中村恕一郎 印

十二月廿五日

一於御鎗間御用人御取次^(列)烈席ニて例之通御手当金御下ケ被成下候事、

同月廿六日

一御役所へ罷出御取次を以昨日御手当金被為下候御礼申上候事、

文化八辛未年

三月二日

三役當番

久保倉右近
丸井勘解由
永野与兵衛

一御役所へ罷上、羽書引替去月晦日限之処今日より日数廿日加日之儀相伺候処、御聞濟之事、

右一件委敷記録致し有之候事、

三月十八日

中川 図 書

古森善右衛門

一小林筑後守様西御丸御留主居被遊御転役候ニ付、於御鎗間御用人牧嶋郡左衛門殿・御取次曾我東三郎殿御祝詞申上候事、

四月四日

一山田御奉行大河内善十郎様被為蒙 仰候ニ付、両役當番中川図書・古森善右衛門 御役所へ罷出、於御鎗間御組頭榎坂善左衛

門殿・前田又六殿・吉野庄八殿へ向御祝詞申上候事、

六月十日

一大河内善十郎様御儀当月朔日 御役所へ之御暇被為 仰出 御任官肥前守様と御改名之旨会合役人より丸井勘^(解)ケ由方へ申越候事、

七月十六日

一御奉行大河内肥前守様御初入之事、

右之節勤方委敷別帳ニ記有之候事、

御用人 石田林右衛門殿
松田源右衛門殿

御取次

岸廣左衛門殿
白木定之進殿
小林久兵衛殿

十二月十七日

三役當番

堤 正親
中川 図書
村井與四郎

一御役所へ罷出、御取次小林久兵衛殿を以会合所引請羽書當年限ニて不殘切捨相濟候段左之通書面を以申上候処、御聞濟之由被仰聞候事、

奉申上口上

寛政三亥年二月被 仰渡候会合所引請羽書三千五百八拾三兩八匁、去子年より会合所ニおゐて追々切捨當年限ニて右高不殘切捨相濟申候、仍此段奉申上候、已上

文化八辛未年十二月

御奉行所

同月廿五日

羽書
取締役 印
同 年行事 印
山田 三方 印

谷 兵部

一於御鎗間御用人御取次烈席^(列)にて例之通御手当金御下ケ被成下候事、

同月廿六日

谷 兵部

一御役所え罷出、御取次を以昨日御手当金被為下候御札申上候事、

文化九壬申年

五月八日

一御番所より三役え御差紙左之通、

達之儀有之候間、明九日五時三役老人ツ、可被罷出候、

五月八日番所 御押切

一三役より御請書左之通、

被仰達候御儀御座候ニ付、明九日五時三役老人ツ、参上可仕旨被仰下承知仕候、已上

五月八日

羽書
取締役
同 年行事
山田 三方

御番所

御役人衆中

同月九日

三役当番
堤 正親
丸井勘解由
野村太次兵衛

一御番所え罷出御差紙之御請書差上御広間え扣罷在、夫より御鎗間ニおゐて御用人石田林右衛門殿・御取次白木定之進殿御出合にて、当所銀札近來散在宜末々迄は行足り不申趣ニ付此度金三

番所

山田
三方 中
羽書
同 年行事 中
取締役 中

三役中

千両摺増之儀江戸御表え被相伺候等二有之候、右二付差支之筋無之哉、近日之内否可申出旨被仰渡候事、

同月十二日

三役当番

久保倉右近
丸井勘解由
野村太次兵衛

一御役所え罷出、於御鎗間御用人石田林右衛門殿え申上候は、去ル九日被仰渡候羽書三千両御摺増之儀申談候て可申上旨被仰聞候二付相考候處、當時差支之筋無之候得共、末々ニ至散在不致候節は御切捨ニも可相成哉、無左候ては御利足・御不益之筋ニも無御座候哉、尚又右御摺増被仰付候ニおゐては、組判・異儀判之儀は如何御記し可被成哉、此段申上度参上仕候旨申述候處、其段 肥前守え可申聞候、何様溜り羽書余多ニ相成候時は御利足之御費も有之候得は勘弁可被致、且又異儀判・組判之儀も被相伺尤ニ存候、弥摺増ニ相成候節は自是可及沙汰旨被仰聞候事、

十二月廿五日

丸井勘解由

中川 図書

谷 兵部

一於御鎗間御用人・御取次^(列)烈席ニて例之通御手当金御下ケ被成下候事、

同月廿六日

一御役所え罷出、御取次白木定之進殿を以昨日御手当金被為下候御札申上候事、

羽書年行事

中川 図書

文化十癸酉年

正月九日

三役当番

福井美作
谷 兵部
野村太次兵衛

一御役所え罷出、御取次白木定之進殿を以汚レ羽書之儀如何取計可申哉之段左之通口上書を以御伺申上候處、金子ニ御引替置可被成間羽書持參可致様被仰聞候事、

奉申上口上

羽書五拾五両汚レ損等ニて通用難出来仕、右は如何取計可申哉、御伺奉申上候、已上

正月九日

山田

三方

羽書

年行事

同

取締役

八月五日

堤 正親

三役當番
丸井勘解由
惠川半九郎

一 御役所へ罷出、御取次白木定之進殿を以汚レ羽書之儀如何取計
可申哉之段左之通口上書を以御伺申上候處、於御鎗間御用人松
田源右衛門殿御取次、右御同人金子ニ御引替可被成下旨羽書持
參致候様被仰聞候事、

奉申上口上

羽書之内汚レ損等ニて通用難出来仕候ニ付当正月御伺奉申上
金子ニ御引替被成下候、然ル處此節迄ニ同様之羽書四拾五兩
溜り羽書ニ相成申候、右は先達て之通金子ニ御引替可被成下
候哉、此段御伺奉申上候、以上

八月

宛なし

同月十一日

山田
三二方
羽書
年行事
同
取締役

谷 兵部

村井與四郎

一 御簾中様御着帶為恐悦 御役所へ罷出候處、於御鎗間御用人松
田源右衛門殿・御取次白木定之進殿御請被成候事、

十一月十三日

一 御簾中様御安産 若君様被為遊 御誕生 御名 竹千代様と可
奉称旨被 仰渡候ニ付、兩役一同恐悦奉申上候事、

十二月廿五日

谷 兵部

一 於御鎗間御用人松田源右衛門殿・御取次白木定之進殿烈席ニて
例之通御手当金御下ケ被成下候事、

同月廿六日

中川國書

谷 兵部

一 御役所へ罷出、御取次小林久兵衛殿を以昨日御手当金被為下候
御礼申上候事、

文化十一甲戌年

正月十五日

三役當番
三日市左近
丸井勘解由
村井與四郎

一 御役所へ罷出、御取次塚本嘉右衛門殿を以去酉年中溜り羽書一
切無之候ニ付其段口上書并汚レ羽書御伺左之通、

奉申上口上

去酉年中羽書散在宜御座候て溜り羽書一切無御座候、仍此
段奉申上候、已上

文化十一甲戌年正月

御奉行所

羽書

取締役

印

同
年行事

山田

印

三方

印

奉申上口上

羽書五拾兩汚レ損等ニて通用出来難仕、右は先達て之通金子ニ御引替可被成下候哉、此段御窺奉申上候 以上

正月十五日

山田

羽書

三方

同
年行事

取締役

宛なし

同月廿日

一当年 公方様御初老御年賀ニ付上館長橋八大夫宅借り請両役参

籠鷄明後

外宮烈参之事、

九月九日

一竹千代君様御不例御停止ニ付節句御札御請無之候事、
十二月朔日

丸井勘解由

村井與四郎

一御役所え罷出 御簾中様御着帯、恐悦御取次小林久兵衛殿を以奉申上候事、
同月廿五日

丸井勘解由

一於御鎗間御用人松田源右衛門殿、御取次白木定之進殿烈席ニて例之通御手当金御下ケ被成下候事、
同月廿六日

丸井勘解由
谷 兵部

一御役所え罷出、御取次石田右内殿を以昨日御手当金被為下候御札申上候事、

文化十二乙亥年

五月廿二日

三役寄番

益 大膳
丸井勘解由
永野与兵衛

一御役所え罷出、御取次石田右内殿え左之通口上書差上候処、御伺之上御同役小林久兵衛殿被罷出、預り置追て御沙汰可有之旨被仰聞候事、

奉申上口上

山田羽書惣押替之儀、去ル文化六巳年十一月被 仰出、
同月より羽書紙用意等ニ取懸り翌午年不殘摺立、同未四
月迄ニ新古引替中候、来子年七ヶ年目ニ御座候処 御改
正後追々御切捨も有之當時札数相減取遣り繁く御座候
故、損札多分相見へ申候て自然と溜札ニ相成可申哉と奉
存候、依之来子年惣押替仕新古引替候ハ、弥散在宜差障
有之間敷奉存候、依て此段御伺奉申上候、已上

亥

五月

山田

三方

羽書

年行事

同

取締役

六月廿九日

一一昨廿七日^{（飛）}供水ニて去ル享和二戌年同様宮川堤九段余出水ニ付

御見舞申上候処、御役所御家中共無御別条水少しも入不申候
事、

十一月十二日

一御役所より御差紙左之通、

被達儀有之間、明十三日五時年行事老人・取締役老人
可被罷出候、以上

十一月十二日

塚本嘉右衛門

松田源右衛門

一御請書左之通

羽書

年行事

同

取締役

被為 仰達候御儀御座候ニ付、明十三日五ツ時年行事
老人・取締役老人参上可仕旨被仰下奉畏候、右為御
請如斯御座候、以上

十一月十二日

松田源右衛門様

塚本嘉右衛門様

同月十三日

三役當番

福井美作
丸井勘解由
古森善右衛門

一御役所え罷出候処於御鎗間御用人塚本嘉右衛門殿・御取次小林
儀右衛門殿左之通書附を以被仰渡候事、

山田

三方共

羽書

年行事共

同

取締役共

山田銀札来子年新札引替之積可相心得候、仕立方
等前々之通諸事入念可取計候、

亥

十一月

同月十六日

一去ル十三日羽書仕立方之儀被 仰付候ニ付相談ニ取掛り、諸事
先例之通委敷記録致し有之候事、

十二月三日

一御奉行大河内肥前守様御参府被遊御発駕候事、

右一件委敷別帳ニ記有之候事、

十二月十二日

一御役所え三役当番罷出、此節 御奉行所御留主中ニ付、羽書仕
拵取計方之儀前々之振合を以御留守居御用人中へ追々御伺可申
上様可仕段、左之通口上書差上候事、

奉申上口上

来子年山田羽書惣押替被 仰出候ニ付、仕拵取
計方前々之振合を以御留守居御用人中へ追々
御窺申上候様可仕候、依て此段奉申上候、以
上

十二月二日

山田 三 方
羽書 年行事
同 取締役

十二月廿五日

一歳暮御礼 御奉行所御留主中ニ付兩役当番老人ツ、相勤候事、
同日

中川図書

一於御鎗間御用人塚本嘉右衛門殿・御取次小林儀右衛門殿烈席ニ
て例之通御手当金御下ケ被成下候事、

同月廿六日

中川図書

一御役所え罷出、御取次小林儀右衛門殿を以昨日御手当金被為
下候御礼申上候事、

文化十三丙子年

正月十五日

三役当番

三日市左近
高田喜大夫
永野与兵衛

一御役所え罷出、於御鎗間御組頭前田又六殿へ去亥年溜り羽書勘
定書左之通差上候事、

覚

一金貳百両也

羽書御手当金貳千両従去亥正月同十二月
迄利足羽書取締役より上納

内

金貳兩貳歩

去亥十一月溜羽書利足高

但し

正月・二月・三月・四月・五月・六月

七月・八月・九月・十月・十一月・十二月

右十一ヶ月溜り羽書無御座候、

引残て

金百九拾七兩貳歩

過上

右之通御座候、以上

山田

三方

羽書

子正月

年行事

同

同月廿九日

中川 圖書

村井與四郎

一山田御奉行高井山城守様被為蒙 仰候ニ付 御役所え罷出、於

御鎗間御組頭前田又六殿・伊藤吉次郎殿・内田武左衛門殿え向

御祝詞申上候事、

三月廿五日

一高井山城守様御儀、去ル十五日 御役所え之御暇被為仰出 御

拝領物被為蒙 上意候との御事、

同月廿六日

谷 兵部

恵川半九郎

一被為蒙 上意候ニ付 御役所え罷出、於御鎗間御組頭前田又六

殿・吉野庄八殿・内田武左衛門殿え向御祝詞申上候事、

五月四日

一御奉行高井山城守様御初入之事、

右之節勤方委敷別帳ニ記有之候事、

今沢正左衛門殿

御用人

関根卯大夫殿

御取次

黒川 玠平殿
小柳 官藏殿
西村 平太殿

同月十八日

一御奉行高井山城守様御初入御年頭御礼兩役一同申上候事、

同日 御召ニ付、

三役当番

龍 石見
谷 兵部
永野 与兵衛

一罷出候処於御鎗間御用人松田清兵衛殿・御取次小柳官藏殿左之

通御書付を以被 仰渡候事、

山田

三方 共

羽書

年行事 共

同

取締役共

当所通用之銀札当子年惣引替ニ付当月より来丑三月
迄十二ヶ月を限新札引替可相渡候、勿論引替限月

迄之内は毎々之通新古取交通用可致候、右之趣可
得其意候、

子

五月

同月廿二日

三役馬番

龍 石見
谷 兵部
村井與四郎

一御役所へ罷出、於御鎗間御用人松田清兵衛殿・御取次黒川珍平
殿・御組頭内田武左衛門殿へ羽書表判摺立昨日限皆出来之旨申
上、猶又是迄追々差上置候汚レ羽書四百五拾兩此節新札二引替
申度奉存、金子四百五拾兩持参仕候段、左之通口上書差上候処
則御引替被成候事、

奉差上口上

先達てより追々金子二御引替被成下、差上置申
候汚レ損等にて通用難出来羽書都合四百五拾
兩、此節新札二入替申度奉存候、則金子四百
五拾兩持参仕候御引替可被成下、此段奉申上
候、以上

五月廿二日

山田 三方
羽齊
年行事
同
取締役

同月廿九日

一美濃国岐阜出口新左衛門代四郎兵衛より三役え取置候請取書
左之通、

覚

一白紙百八拾七束三帖貳拾六枚

札五拾九匁五分かへ

代拾貳貫百四拾七匁四分四厘

一青紙八束七帖四拾七枚

一赤紙八束五帖四拾五枚

一黄紙八束七帖七枚

ノ貳拾六束四拾九枚

三品平均

札七十五匁かへ

代壹貫九百五拾七匁三分五厘

一簀木手直し賃

四拾八匁七分

ノ拾三貫百五拾三匁四分九厘

此金貳百五兩貳歩壹匁分九厘

右羽書御用紙惣勘定書面之通御下ケ被成下難有儘二奉請取
候、已上

文化十三丙子年五月

美濃岐阜
出口新左衛門
代四郎兵衛 印
山田下中之郷町
松井治兵衛 印

同所

上野久兵衛 印

三方御会合御衆中様
羽書年行事御衆中様
羽書取締役御衆中様
右紙面会合所え預ヶ置候事、

六月十八日

龍石見
中川図書
永野与兵衛

一御役所え罷出、於御鎗間御用人松田清兵衛殿・御取次小柳官蔵殿え二候組中山左京賸札老枚同正札老枚相添差上、御対談申上候事、

閏八月廿二日

高田喜大夫
村井與四郎

一御簾中様御着帶為恐悦 御役所え罷出候處、於御鎗間御用人今沢正左衛門殿・御取次黒川珍平殿御請被成候事、

九月三日

一字仁田仁兵衛・丸井勘解由宅え参、昨二日河崎町鎌田喜助と申者方より引替ニ参候羽書之内、下中之郷組坂田与次大夫銘之羽書賸札有之候段早速御注進可申上之処、先頃御目附志賀八郎治

様御立寄被成以來、賸札筋之もの有之候ハ、三役え不申出先同役之内え可申聞旨被仰聞候ニ付、昨日右羽書八郎治様え差上置候處、只今御差返シ被成候ニ付早速差上候様申参候事、

同月四日

一昨三日字仁田仁兵衛より丸井勘解由方へ差出候坂田与次大夫銘之賸札之儀、三役相談之上三方一役益大膳より御表え差上不申御中ノ口え持参仕、御用人今沢正左衛門殿え得御意候處、已來於当方も給役并表役之者も目附之外は一切不存様取計候事ニ候得は、弥三役ニおゐても穩密ニ可被相心得旨被仰聞候事、

同月廿二日

一御用人中より三役え御差紙左之通、

明後廿四日羽書摺立為見分山城守可被相越旨羽書取締役え先刻申達候處、明後廿四日は不被相越廿六日被相越候、尤天氣能候得は山田方順見序ニ見分可被致候、此段申達候、以上

九月廿二日

山田

三方

羽書

上書

同 年行事

取締役

一御請書左之通、

明後廿四日羽書摺立為御見分 山城守様可被遊

今沢正左衛門

関根卯大夫

松田清兵衛

御越旨羽書取締役え先刻被仰達候処、明後廿四日は不被遊御越廿六日御越可被遊、尤天氣能候得は山田方御順見御序二御見分可被遊候段被仰下承知仕候、右為御請如是御座候、以上

九月廿二日

今沢正左衛門様

関根卯大夫様

松田清兵衛様

同月廿三日

一 会合所より為八呼二参、役人深井水右衛門より 御奉行所様廿

六日御入之儀御引上二相成、明後廿五日御順見之御序御見分可

被遊旨只今御使を以被仰達候、仍此段相達し候旨申聞候事、

同月廿五日

一 御奉行山城守様・同御若殿様新札摺立為御見分山田方御順見之

御序、会合え被遊御入候二付三役門内迄御出迎摺立入御覧、同

所迄御見送り申上候事、

同月廿七日

三役寄席

龍石見
中川 図書
永野与兵衛

一 御役所え罷出、御取次黒川珣平殿を以昨日 御奉行所羽書摺立

御見分被成下候御札、且御機嫌御伺申上候事、

十月八日

一去ル七日、宇仁田仁兵衛より丸井勘解由方へ差出し候上中之郷組廣田喜左衛門銘贋札之儀、三役相談之上福嶋安房御役所御中ノ口え罷出、御用人今沢正左衛門殿へ向差上御討談申上候事、

同月十八日

一 御用人今沢正左衛門殿贋銀札拵候者御召捕之旨被仰聞候御書附左之通、

贋銀札拵候無宿庄藏と申者先達て山田表ニおゐて召捕候、此段為心得申達候、

十月

十一月四日

一 上中之郷組廣田与三大夫銘下中之郷組秘屋四郎右衛門銘同組中川与兵衛銘贋札昨日宇仁田仁兵衛より丸井勘解由方へ差出し候二付、三役相談之上益大膳 御役所御中ノ口え罷出、御用人今沢正左衛門殿え向差上御討談申上候事、

十二月廿五日

谷 兵部

(列)

一 於御鎗間御用人今沢正左衛門殿・御取次小柳官藏殿烈席ニて例之通御手当金御下ヶ被成下候事、

同月廿六日

谷 兵部

一御役所え罷出、御取次小柳官藏殿を以昨日御手当金被為下候御
礼申上候事、

* (挟込文書)

(御手当之儀は 享和元酉年より始り申候)

(4—1A7 31)

六、〔文政七年九月 寛政五癸丑年引留書拔御役所え差上候扣〕

(表紙)

文政七甲申年九月

寛政五癸丑年引留書拔

御役所え差上候扣

引留え書取相済

羽書

取締役

御役所え差上候書附控

一溜羽書御利足御出方、去々亥年分金百九拾兩三步余・去子年分
金四百貳拾六兩貳步余兩年分合て金六百拾七兩七步余二御座
候、然ル処御利足出方御手当老ケ年二金百貳拾兩宛二て十ケ年
金千貳百兩之御積之由、右二ては始終御取賄難被為 遊候間、
私共え勘弁仕候様被為 仰付、依之精情勘弁仕候趣乍恐奉申上

候、右十ケ年分金千貳百兩之内、去々亥・去子年分御利足金六
百拾七兩老步余、御引去殘金五百八拾貳兩貳步余当丑年より五
ケ年之間私共え御下ケ被成下候ハ、右二て精情取賄可仕候、且
溜り羽書多在之候節は、先達て私共え御預ケ二相成候銀札御手
当金五千五百兩之内を以少々繰り合仕候ハ、御積通二て取賄可
仕と乍恐奉存候、然共右御手当金臨時御入用之節は少しも無滞
都合仕急度上納可仕候、此段乍恐奉申上候、以上

羽書取締役

伊藤与四兵衛

永野与兵衛

古森善右衛門

惠川半九郎

村井与四郎

野村太次兵衛

丑四月

右之通之書付奉差上候、

右之通書附 御役所差上候処、則江戸表 御勘定所え被遣候、

右御勘定所より御書面到来則写し左之通、

以切紙致啓上候、然ハ此間被仰聞候其表銀札諸向え正銀二引替
申来候節、借り入金利足之儀最初百貳拾兩程之見込有之候処、
去々亥年百九拾兩余相渡、去子年も溜羽書多利足相増候二付、
羽書株上納積金貸附利足二て内々取賄候積、去夏御談有之趣を

以御取計有之候様及御挨拶候、然ル処去年来より当夏到り候にも、兎角溜り銀札多利金出方相増候ニ付右足金丈は羽書株上納金利倍貸附之方相減し御仕法通りニも難參候ニ付、其表銀札取締役町人共え利金出方之儀無何と御札被成候処、別紙書附差出し候由にて写被遣致一覽候処、利足金見込高巷ヶ年二百貳拾兩程宛十ヶ年にて金高千貳百兩之内去々亥・去子兩年にて利足金六百拾七兩壹歩余相渡し候ニ付、其分引て残金五百八拾貳兩壹歩余之分当丑年より五ヶ年之間年々相渡候得は取締役之者共方にて取賄可申、若溜羽書多有之候節は取締役之者共より御預ニ相成候銀札御手当金之内を以繰合候様可致、尤右御手当金臨時入用之節は無差支上納可致旨申出、右渡し方之儀利足残り金五百八拾貳兩壹歩余之分当丑年より来ル巳年迄五ヶ年分割合相渡候儀哉、左候得は利倍貸附之方ニも不抱御書面之趣を以取計候方可然存候得共、是迄利足金百貳拾兩にて致不足巳ニ亥子兩年にては三百七拾七兩余相増候、然処右残金五ヶ年之割合相渡候得は壹ヶ年二漸百拾六兩余宛ニ相当り、是迄之振合とは金高格別相違致候儀にて取締役之者共取計方難相分候間、猶又及御掛合候て今一応御札被仰聞候様致度候、依之得御意候、以上

丑五月十三日

佐橋長門守

久世丹後守

柳生主膳守^(正)

野一色兵庫守様^(頭)

右之通御書面御役所え到来仕候、因茲仲間より又候返書可差出様被仰聞、則相認差上候左之通、

溜り羽書御利足出方去々亥・去子兩年共御積り候通よりハ多ニ御座候ニ付、先達て私共え勘弁仕候様被為 仰付、尤御利足金出方拾ヶ年ニ金千貳百兩之御積之由被為 仰聞候間、右を以段々勘弁仕右金千貳百兩之内去々亥・去子年分御利足合金六百拾七兩壹歩余御引去、残金五百八拾貳兩貳歩余当丑年より年々五ヶ年之間御下ケ被成下候、右にて精々取賄仕可申段奉申上候処、右残り金五百八拾貳兩貳歩余五ヶ年御割合セ被遊候得は、壹ヶ年漸百拾六兩余ツ、にて是迄之御振り合とは格別相違仕、私共取計方難相分段被為 仰聞御尤至極ニ奉存候、則取計方之趣左ニ奉申上候、当春以来月々溜羽書凡四千兩程御座候処、当丑年分五百兩御切捨ニ相成候、残三千五百兩程御座候、左候得は昨年之振合にては当年分溜り羽書御利足凡三百五拾兩余ハ入可申候、然処私共より奉申上候五百八拾貳兩貳歩余之金高五ヶ年ニ割合壹ヶ年分百拾六兩余御下ケ被為下候分除之残貳百三拾四兩程之金高不足ニ御座候得は私共方にて精々相働何分ニも下利金子等差繰仕溜羽書と入替置候様可仕と奉存候得共、時節柄要敷殊更昨年以来格別溜り羽書も多儀ニ御座候得は差当り調達^(悪)も難出来御座候得は先為繰合、先達て私共御預り申上候御手当

金之内を以銘々少々宛出金仕、都合千兩計之處溜り羽書と入替置候様仕度奉存候、左候得は老ヶ年之上百兩程之御利足相減申候、其余御利足不足仕候處は私共仲間にて如何様共相働人別ニ出金致候て成共取賄置可申候、勿論年々羽書御切捨被遊尚又三方会合二ても切捨候事ニ御座候得は、追年羽書高も相減、且又見越候義ニは御座候得共、一兩年已米程溜り羽書多候儀は此上有御座間敷哉と奉存候、其上時節柄宜敷御座候得は羽書散在宜候儀ニ付後ニは御利足も至て聊にて相済可中と奉存候、其砌は五ヶ年之内御下ヶ被下候金百拾六兩余之處、前年私共より取賄置候御利足不足金え引当仕候御事ニ御座候、且前段繰合溜羽書と入替置候御手当金之儀も不遠追年引替候て元高之金ニ都合可仕と奉存候、自然夫迄之内過急之御入用御座候節は、右入替置候千兩計之羽書未有之候事ニ御座候得は、調達方之儀聊以差滞候儀無御座候、依御尋私共取計方之訳奉申上候、以上

丑
五月

右之通書附御役所え差上候處、江戸表御勘定所え御窺ニ相成候處御聞濟、則御請書奉差上候左之通、

野村太次兵衛
村井与四郎
恵川半九郎
古森善右衛門
永野与兵衛
伊藤与四兵衛

奉差上一札

当地銀札諸向より引替申來候節借り入金利足出方之儀、去ル亥年より百貳拾兩宛十ヶ年之間都合千貳百兩之御積之處、去ル亥子兩年出方相増候ニ付、此上取計方之儀先達て私共え勘弁仕候様被為仰付候ニ付其砌奉申上置候は、右十ヶ年分千貳百兩之内亥子兩年分利足六百拾七兩老ヶ步余除之殘金五百八拾貳兩貳步余当丑年より五ヶ年割合老ヶ年百拾六兩余宛御下ヶ被為下候得は、先達て私共え御預ケニ相成居申候五千五百兩之内千兩計は溜羽書と入替置候て如何様ニも差繰致取賄可申旨先達て奉申上置候、則江戸御表えも御達し被為遊候處先達て奉申上候通取賄仕候様被為仰付奉畏候、仍奉差上御請証文如件、

寛政五癸丑年八月六日

御奉行所様

伊藤与四兵衛
永野与兵衛
古森善右衛門
恵川半九郎
村井与四郎
野村太次兵衛

(4—1 A7 8)

七、〔寛政六年四月 羽書三十六兩切捨申候一件之控〕

(表紙)

寛政六甲寅年四月七日

羽書三拾六兩切捨申候一件之控

草稿にて本紙
年行事
取締役
別ニ被出也

寛政四壬子年五月四日、三方会合所^{〔拾人前〕}羽書^{〔貼紙あり〕}參千兩余之處、此節会合所ニ金六拾六兩金子も遊び有之ニ付右金子ヲ以三千兩余之引請羽書之内廿六兩切捨候様從 御役所被 仰付候ニ付、三役相談之上古札三拾六兩切捨申候、右金子ハ即日羽書賄店宇仁田仁兵衛方へ相渡し羽書と引替切捨申候、猶当日 御役所御出役衆中へ一紙差上申候控如左、

(貼紙あり)
*(只何かなしニ三千兩余)

覚

一 金三拾六兩也

右は三方会合所引請羽書三千兩余之内書面之金高今日切捨申

候、以上

寛政四壬子年五月四日

分部良助殿
山口安兵衛殿

羽書取締役
村井與四郎 印
羽書年行事
坂 周助 印
三方
三日市左近 印

右之通認差出し申候、然ル所同年十月十三日羽書惣引替、新札・古札之員数高勘定帳え認今日認差出し候様今日御出役御取次高松伊兵衛殿・御目附山口安兵衛殿被仰出候ニ付、御前帳ニ仕立差上申候、如左

寛政二戌年十二月より子九月迄
羽書引替高勘定帳

一 貳万八千貳百八拾參兩八匁 羽書新札摺立高

内訳

貳万貳百兩 四百四人五拾兩株元金高
貳千八拾三兩八匁 四百四人五兩拾匁宛元^{〔文〕}年中摺増

千五百兩
四千五百兩

会合所引請候分廿人宛五拾兩株

引替手当用意札

六匁

式万八千匁兩參歩式匁

古札寄高
目札 とも
小札

又參兩ト八匁八分増

ノ式万八千四兩參歩ト拾匁八分二成

差引

式百七拾八兩ト參匁式分

右高之内小羽書仕分

五拾四匁六百目

小組式百七拾三人
三色小羽書高

此金八百五拾參兩八匁之処

此度引替中古札寄高

五拾匁百八拾參匁八分

此金七百九拾九兩式歩ト十五匁八分

引残り

金五拾參兩壹歩ト八匁式分

小羽書之古札出入之不足

右之通ニ御座候、以上

寛政四壬子年十月

羽書
取締役 印

御奉行所

羽書
年行事 印
出
三方 印

然ル所、右帳面之ノ高之内え三拾六兩切捨申候儀記し可申候
処、会合引請三千兩余之切捨帳面ハ会合所ニ収メ有之故、右三
拾六兩之義書上ケ帳ヘ記し申儀失念仕書落し不調法仕候、依之
同年十月十八日御出役之節御用人堤甚左衛門殿ヘ右三拾六兩書
上ケ帳ヘ書落し候段於会合所三役より内伺仕候処、堤甚左衛門
殿被申候ハ、右書上帳ハ早速江戸表御勘定所ヘ差上候故今更取
替申義難成候間、三役中相談之上勘弁可然様被仰候、其後三役
とも彼是談し候得とも廿六兩之出方無之故先ツ其向キニ相成居
申候処、寛政六甲寅年三月廿四日頃ニ 御奉行所御參府被為遊
候由ニ付、右廿六兩之一件等閑ニも難致置候故、三月廿一日於
会合所三役相談仕候処、兎角内伺可然との相談ニ一決仕候事三
月廿二日御役所え内伺申上候、年行事丸井勘ケ由・谷一郎大
夫・取締役村井與四郎・永野與兵衛・伊藤与四兵衛・古森善右
衛門・惠川半九郎、右之人数御用人堤甚左衛門殿と段々内談申
処甚左衛門殿被申候ハ、何分ニも此節右三十六兩は切捨可被申
候、其俣差置候ては後日ニ入組可申ニ付此節何分内々ニて切捨
可然様存候、殊此節万一 御奉行所御替り被成候節ハ右三十六

両之一件ハ三役之落度ニ相成可申候、何分三役勘弁之上早々切捨可被申候との義ニ付、四月五日又々会合所へ三役寄合申談候処三方上部大藏殿被申候ハ、右一件三役之落度ニ候得共各御聞及之通会合所も年内三百五拾兩余にて賄申事故右内より金子卅六兩出し方も無之、乍併其假ニ難捨置段々思慮も致し候処、会合之利足金ノ内にて一ヶ年二三兩宛出し十式ヶ年ノ間差出し候得は相済申候、此節金子ハ取締方より御繰合置被下候得は切捨ニ相成可申候、乍去此段も一ト通御伺可申上歟、此外ニ於会合金子出方も無之候よし被仰候ニ付年行事・取締役退キ相談仕候、仍申も三役之不調法故廿六兩之処ハ取締中取替老人前金六兩宛出し合ニ致し取替可申旨ニ相談相究り申候、依之右之趣大藏殿へ年行事・取締役より返答申候節、右廿六兩濟口之手形会合所より被遣候様申候処大藏殿被申候ハ、会合所計之不調法ニも無之故一札之義如何ニ候やと被申聞候ニ付、年行事・取締役相談之上にて左様ならハ三役中より之借受手形ニ究メ取締方之内にて金主人を拵夫へ借受手形相渡し置可申やと談し候処、大藏殿被申候は左様にてハ随分宜候、右ニ相談究り候故金子借り受手形案紙認、

右案紙之通にて可然ニ付、相談相極卅六兩切捨之義ハ明後七日正午時と申合候事、

四月六日、上部大藏殿より以書状堤甚左衛門殿へ被申遣候趣ハ

一件三十六兩金子出方之義ハ当年より十式ヶ年之間毎年金三兩宛会合役人之加扶持之名目ニ取扱度趣被伺候候、甚左衛門殿御返事之趣ハ十式ヶ年ノ間毎年金三兩ツ、利息金之内より差出し候義難成候、是迄会合入用之義ハ少しニても備ニ申上有之事故毎年三兩ツ、相極り出し候義ハ難成、譬此節羽書仕拵ニ金何程入用と申様なら唯白之義ハ随分出来申候得共、右加扶持などの名目にてハ難出来との趣ニ候、猶大藏殿被申候ハ、今朝甚左衛門殿 宮中廻りニ付致面会候処、右之趣にて利足金之内よりハ出方無之様被仰候ニ付、此間中御申談候趣意とハ相違ニ相成差当り金子出方も無之如何可致や、二役へ此之趣御談し申候、何ソ外ニ思召付も候ハ、御相談申度との事三役段々相談申候得共二役之上にて是迄入用高其時々算用申上候故何と申義も無之、相談一決難致候、然ルに大藏殿極内々被仰候は、会合にて精々仕候処十式ヶ年ニ式十兩は極内々出方之工夫も有之候へと、残り拾六兩之処ハ何とも会合にて難致候、此一件此間中も申通り先達て金卅六兩会合より金子差出し置候、羽書ハ切捨ニ相成申候て事済居申義ニ候ニ付、会合計之不念ニハ無之全体三役之不念ニ候、此金子是非く難出来時ハ三役之頭割ニも可仕筈ニ候、右不足金十六兩ハ當時会合にてハ出方も無之候得共、又々御便約中之年限も立ち過ぎ候ハ、致方も可有之候、今日ノ上にてハ右殘金十六兩万一会合より返弁難致節ハ二役より御弁し可被下候、右之趣被申候ニ付二役とも退キ相談仕候、いつ迄

申ても決着致しかたき二付、先ツ今日ノ上は三十六兩之羽書切捨ニ相究メ返金之處、式十兩八十式ケ年ニ相極ミケ年式兩ツ、会合所より受取、残り拾六兩年限相定置、万一年限通りニ返済難致節二役より返済可申候と相談決着仕候事、

但し、二役より十六兩之處万一差出し申事ニ候てハ、

銘々ノ懷中より差出し候義も迷惑ニ存候ニ付、返済致方御工夫之段取締方へ年行事より頼置候、追て相談との事、

新札三拾六兩 但し、取締中老人前羽書にて六兩宛持寄被申候事、

右之金高今日切捨ニ相究り候ニ付、三役中より金子借り手形如左、

右之通手形取締方之内年番故古森善右衛門宛名にて手形相渡し、羽書枚数相改メ内々にて三役立合切捨申候事、

但し、此趣上部大藏殿より 御役所へハ被仰上候、順ニ申談候事、

三拾六兩を古札にて切捨候訳ハ惣引替之節元文中摺増札用意之羽書より一万多ク集候節ハ、 御上ノ思召之程も入恐候故、古札之分一枚ニても少し聞へもよろしく元文中ノ摺増も札数多ク無之候得は万事ニ宜よしにて、古札高為可致微少古札ヲ以

テ切捨候事也、

此御趣意は相違と奉存候、

(4—1 A71)

八、[寛政十年一月 御奉行堀田土佐守様御在勤御組方金諸事

控]

(表紙)

寛政十戊午年正月廿五日

御奉行堀田土佐守様御在勤
御組方金諸事控

寛政十戊午年

正月廿五日

野村太次兵衛御用之御序中ノ口え罷出候處、御用人川崎吉右衛門殿・船橋忠藏殿被仰聞候は、此度御組方御仕法金五拾兩程有之候ニ付取締役仲間え預り呉候様との御事、
右は御組方之儀殊ニ御用人衆よりも被仰聞候儀故、無慥筋にて御

請申上仲間えも申聞一兩日中二御返答可申上段申上置、太次兵衛引取候事、

即日仲間え致披露一統御請申上候様承知二付、同廿七日太次兵衛御中ノ口え罷出船橋忠藏殿御出合二付、先日被仰聞候御組方金五拾兩私共え御預り申上候様御請申上候処、直様金五拾兩御渡し被成、一兩日中二証文持参仕候様被仰聞、依之太次兵衛当座預り書相認差上置、連印証文は正月廿七日之日附二仕、翌廿八日太次兵衛・与兵衛持参仕候事、一札左之通、

奉差上一札之事

一金五拾兩也 但利足年壹割定

右は御仕法金書面之通奉預り候処実正也、何時成共御用之節は元利共可奉差上候、仍如件、

寛政十戊午年正月廿七日

村井与四郎印

古森善右衛門印

伊藤与四兵衛印

永野与兵衛印

恵川半九郎印

野村太次兵衛印

川崎吉右衛門様

船橋忠藏様

一四月十五日

伊藤与四兵衛方にて主人請之儀二付、寄合之節先達野村太次兵衛御預り申参候御組方金五拾兩割合銘々え預り候事、

一金八兩壹歩

五匁三分三厘

一同

野村太次兵衛

一同

恵川半九郎

一同

永野与兵衛

一同

伊藤与四兵衛

一同

古森善右衛門

／＼金五拾兩也

寛政十一己未年

正月十五日

野村太次兵衛・恵川半九郎御預り金五拾兩之利足金五兩銘々より割合出金致し御中ノ口え差上候事、則利足割合左之通、

一金三步

五匁三分三厘

一同

野村太次兵衛

一同

恵川半九郎

一同

永野与兵衛

一同

伊藤与四兵衛

一同

古森善右衛門

／＼金五兩也

右利足金五兩差上候節船橋忠藏殿御出合被成、右元金五拾兩え増金四拾兩加え都合金九拾兩二致し相預ケ申度旨被仰聞候二付兩人

申上候は、是迄は金五拾兩之儀故仲間共割合二仕御預り申上、利足も銘々より差出し候儀二御座候処、追々高金二相成候儀は甚迷惑二御座候段申上候之処、忠藏殿被仰聞候は左様之儀二ては迷惑成事甚尤二候、右は組方仕法金と申名目二て貸附候ても不苦候間神領之内えは何方え成共貸附可申旨被仰聞候、併他領えは不宜候旨被仰聞候、依之太次兵衛申上候は仲間共え申聞一兩日中二御請可申上段申上候て引取候事、

右之趣仲間え及披露候処、金高二相成候ても御組方御仕法金と申名目出し相廻し候儀不苦候様被仰渡候儀故一同承知二付、御増金四拾兩加え都合金九拾兩之一札差上候事 左之通、

奉差上一札之事

一金九拾兩也

但利足年老割定

右は御仕法金書面之通奉預り候処実正也、何時成共御用之節は元利共可奉差上候、仍如件、

寛政十一己未年正月

村井与四郎印
古森善右衛門印
伊藤与四兵衛印
永野与兵衛印
惠川半九郎印
野村太次兵衛印

川崎吉右衛門様
船橋忠藏様

寛政十二庚申年

正月十五日

永野与兵衛・村井与四郎御勝手勤御機嫌伺之節金九拾兩之利足御中ノ口二て差上候処、改金拾兩増金御預ケ二相成都合金百兩二相成候事、

但し此節より御組方御名前二相成候事

奉預り金子之事

一金百兩也

利足年老割定

右之御仕法金書面之通奉預り候処実正也、何時成共御用之節は可奉差上候、仍如件、

寛政十二庚申年正月

内田武左衛門殿
前田又六殿
前田貢殿

村井与四郎印
古森善右衛門印
伊藤与四兵衛印
永野与兵衛印
惠川半九郎印
野村太次兵衛印

伊藤吉十郎殿

一九月九日御勝手御札之序御中ノ口ニおひて右御組方 御仕法金
百両会合所奥印引受ニて貸附候儀船橋忠藏殿御尊申上置候事、

寛政十三辛酉年

正月十四日

野村太次兵衛当番ニて御組方より御預り金去年分利足金拾両御中
ノ口ニて御用人船橋忠藏殿え差上候処、右金拾両も廻し方ニ致し
呉候様被仰聞候故御請申上候事、都合金百拾両二成一札左之通、

奉預り金子之事

一金百拾両也

但利足年壹割定

右は御仕法金書面之通奉預り候処実正也、何時成共御用之節は
可奉差上候、仍如件、

寛政十三辛酉年正月

村井与四郎印

古森善右衛門印

伊藤与四兵衛印

永野与兵衛印

恵川半九郎印

野村太次兵衛印

内田武左衛門殿
前田又六殿

伊藤吉十郎殿

右証文持参之節金子増候儀拾両之儀は何れとも可仕候得共可相
成は此上之金高御断申上度旨申置候事、

享和二年戌年

正月十五日

利足金拾両伊藤与四兵衛・村井與四郎御中ノ口ニおひて船橋忠
藏殿え差上候処、又候拾両増金致し呉候様被仰聞候、兼て御沙汰
も有之候儀ニ付則金百式拾両之証文差上申候事、

但し証文左之通

奉預り金子之事

一金百式拾両也

利足年壹割定

右は御仕法金書面之通奉預り候処実正也、何時成共御用之節は可
奉差上候、仍如件、

享和二年戌年正月

村井與四郎印

古森善右衛門印

伊藤与四兵衛印

永野与兵衛印

恵川半九郎印

野村太次兵衛印

内田武左衛門殿
前田又六殿

伊藤吉十郎殿

享和三癸亥年

一兼て金拾兩増金致し呉候様御内意在之候て、正月廿四日野村太次兵衛金百三拾兩之証文并利足金拾貳兩持參仕候て御訴詔口へ參、右証文御名前之内御詰合之掛合於御広間前田又六殿え面談之上金拾兩請取都合金百三拾兩之一札差上置候て引取、但し一札左之通、

奉預り金子之事

一金百三拾兩也

右は御仕法金書面之通奉預り候処実正也、何時成共御用之筋は可奉差上候、仍如件、

享和三癸亥年正月

利足年迄割定

村井与四郎印

古森善右衛門印

伊藤与四兵衛印

永野与兵衛印

恵川半九郎印

野村太次兵衛印

内田武左衛門殿

榎坂吉左衛門殿

前田又六殿

吉野庄八殿

享和四甲子年

正月十五日

利足金拾三兩持參仕候処、又候金拾兩増金二相成、仍之金百四拾兩之証文差上候事、

奉預り金子之事

一金百四拾兩也

右は御仕法金書面之通奉預候処実正也、何時成共御用之筋は可奉差上候、仍如件、

享和四甲子年正月

利足年迄割定

村井與四郎印

古森善右衛門印

伊藤与四兵衛印

永野与兵衛印

恵川半九郎印

野村太次兵衛印

内田武左衛門殿

榎坂吉左衛門殿

前田又六殿

吉野庄八殿

文化二乙丑年

正月十五日

御組方廻し金利足金拾四兩と百四拾兩之証文恵川半九郎持參致し
吉野庄八殿宅え參相渡申候処、今年も拾兩相増呉候様榎坂吉左衛
門殿より被申聞候処最早証文も相認候事故当年は御断申上候様半
九郎申上候て、則百四拾兩之証文差上引取候事、

但し証文左之通

奉預り金子之事

一金百四拾兩也

利足年壹割定

右は御仕法金書面之通奉預り候処実正也、何時成共御用之節は可
奉差上候、仍如件、

文化二乙丑年正月

村井與四郎印

古森善右衛門印

伊藤与四兵衛印

永野与兵衛印

恵川半九郎印

野村太次兵衛印

内田武左衛門殿

榎坂吉左衛門殿

前田又六殿

吉野庄八殿

文化三丙寅年

正月十五日

利足金拾四兩村井與四郎持參榎坂吉左衛門殿え相渡し申上候処、
今年も又候金拾兩増金御頼二付都合金百五拾兩之証文差出し候
事、

奉預り金子之事

一金百五拾兩也

利足年壹割定

右は御仕法金書面之通奉預り候処実正也、何時成共御用之節は可
奉差上候、仍如件、

文化三丙寅年正月

村井与四郎印

古森善右衛門印

伊藤与四兵衛印

永野与兵衛印

恵川半九郎印

野村太次兵衛印

榎坂吉左衛門殿

前田又六殿

吉野庄八殿

伊藤吉十郎殿

文化四丁卯年

正月十五日

利足金拾五兩永野與兵衛持參致し候処前田又六殿被仰聞候は、右

利足金え外二金拾五兩差加え都合金三拾兩増金にて預り呉候様御
頼二付、仲間え申聞一兩日中二御返答可申上段申上與兵衛引取候
事、仍之仲間一同相談及候処、無扨御儀故都合金百八拾兩之証文
相認差上候事 左之通、

奉預り金子之事

一金百八拾兩也

利足年耄割定

右は御仕法金書面之通奉預り候処実正也、何時成共御用之節は可
奉差上候、仍如件、

文化四丁卯年正月

村井與四郎印

古森善右衛門印

伊藤与四兵衛印

永野与兵衛印

恵川半九郎印

野村太次兵衛印

内田武左衛門殿

樫坂吉左衛門殿

前田又六殿

吉野庄八殿

一翌十六日恵川半九郎右金百八拾兩之証文持參致し吉野庄八殿え
申上候は、追々金高二も相成殊近年私共え御廻し方金被仰付口々
二も相成候間、右御組方金之儀此後金高二相成候儀御断申上度段

申上引取候事、

文化五戊辰年

正月十五日

(P.V.)

利足金拾八兩恵川半九郎持參致し相納申候、其後正月二未前田又
六殿より又候金貳拾兩差加申度旨御頼二付、無扨儀致承知則金貳
拾兩野村太次兵衛預り申候、仍之本金貳百兩之証文相認差上候
事、

書面左之通

奉預り金子之事

一金貳百兩也

右は御仕法金書面之通奉預り候処実正也、何時成とも御用之節は
可奉差上候、仍如件、

文化五戊辰年正月

村井與四郎印

古森善右衛門印

伊藤与四兵衛印

永野与兵衛印

恵川半九郎印

野村太次兵衛印

(4-1A13)

九、〔寛政十三年一月 御奉行堀田土佐守様御在勤羽書御用御手
当金被仰渡一件〕

(表紙)

享和改元

寛政十三辛酉年正月

御奉行堀田土佐守様御在勤

羽書御用御手当金被 仰渡一件

御跡役 寛越前守様御代及

寛政十三辛酉年

正月八日

宇仁田仁兵衛申参候は、溜羽書利足御仕法之儀は去冬迄之由承
候、当春より利足出方之儀如何御座候哉之旨伺出候事、

右二付仲間一統相談ニ及び三方中羽書年行事え可及相談趣左之
通、

一月々溜羽書利足之儀、去ル亥年より去申年迄拾ヶ年之間取締役
え引請候様被 仰渡、尤年々御手当金可被下候事ニ候処、右被
仰渡之年限相立候得共何之御沙汰も不被成下候ニ付、旧冬已
来於 御勝手御用人川崎吉右衛門殿・船橋忠藏殿え仲間共より
追々及御内談候得共今以御治定も無之御趣、既当正月晦日封附

之儀差懸り候事故当仲間より三方中年行事え乞寄合、

一十三日

於会合所三役相談之事、

出席

三方

山田大路数馬
上 部 越 中

年行事

松葉次郎左衛門
村山一郎大夫

取締役

野村太次兵衛
恵川半九郎

前条之趣申談候処、御利足出方無之ニおゐてハ役筋一統差支之
儀ニ候得は、明十四日三役宅人宛御勝手え罷出御伺申上可然旨
一決之事、

一十四日

御役所御勝手勤

山田大路数馬

村山一郎大夫

野村太次兵衛

御中ノ口え罷出候処御用人船橋忠藏殿御出合右之趣申上候処尤
ニ思召暫奥ニて御評儀有之候上被 仰聞候は、溜羽書利足之儀
何れ共御治定有之候迄は月々 御役所より利足御差下ケ可被成
下旨被 仰渡候事、

二月三日

正月分溜羽書封附高并利足御届申上候処、於御鍵之間御用人衆・御取次衆御列席ニテ御利足御下ケ被成下候事ニ相極候事、

享和二年戊午

一土佐守様御儀、江戸御表為窺 御機嫌四月廿一日御発駕被為成、御留主居御用人船橋忠藏殿諸事 御用向御取扱被成候事、
一七月五日 御差紙左之通、

被談儀有之候間、当番忝人宛只今可被罷出候、已上

七月五日

船橋忠藏

羽書
山田三方
年行事

右之通御差紙到来之旨会合所より羽書年行事丸井勘解由方え達し有之候事、

取締役えは別ニ御差紙左之通、

被談儀有之候間、当番兩人只今可被罷出候、已上

七月五日

船橋忠藏

羽書
取締役

右御差紙到来ニ付即刻野村太次兵衛・永野与兵衛下宿着、
一同日

御役所勤 三役当番

三方
上部越中

右相揃罷出候処於 御鎗間

御用人 船橋忠藏殿
御取次 平野蔭殿 被仰渡候は、

溜羽書利足金之儀別紙之通申渡候間、其旨相心得候様との御事ニテ御書附左之通、

羽書
山田三方共
年行事共

月々溜羽書利金之儀、羽書取締役出金五千五百兩之内貳千兩年老割之積ニテ取締役共致貸附ニ右利金を以月々溜羽書利足手当ニ致し、取締役之者取賄三方羽書年行事共立会勘定致し 御役所え差出可申、余金有之節は溜羽書多キ節之可致手当置事、

右之通申渡候間可得其意候、

戊
七月

右之通三方羽書年行事一紙ニテ被仰渡本紙は会合所え納置、当仲間え御書附を以被 仰渡候御文言左之通、

羽書
取締役共

羽書年行事

丸井勘解由

同取締役

野村太次兵衛

永野与兵衛

月々溜羽書利金之儀羽書取締役出金五千五百兩之内式千兩年老割之積にて取締役共致貸附、右利金を以月々溜羽書利足手当ニ致し、取締役之者取賄三方・羽書年行事共立会勘定致し、御役所へ差出可申、余金有之節は溜羽書多キ節之可致手当置事、

戊
七月

右之通被 仰渡、右二付明六日会合所へ御用人船橋忠藏殿御出役可被成間、其節取締役より式千金可致持参、三方年行事立会可申旨被仰渡御請中上退出、

夫より御勝手へ罷出忠藏殿へ懸御目唯今被 仰渡候御儀二付猶追々御伺可申上儀も可有之旨申上引取、

一六日

会合所勤

年行事

坂 周 助

丸 井 勘 解 由

取締役

野村太次兵衛
惠川半九郎
伊藤与四兵衛
村井与四郎

午時より相詰、尤取締役より金式千両致持参候處、今日は忠藏殿宮川堤破損所御見分之上会合所へ御越之趣にて八ッ過

御用人 船橋忠藏殿

御目附 大畑権兵衛殿

右御両所御越被成、仲間より則金式千両差出候處直ニ取締役へ被成御渡、猶亦請書明七日差出し候様被 仰渡候事、

一七日

七夕御礼後昨六日被 仰渡候取締役共より差上候御請書左之通、

当番

惠川半九郎持参差出ス

奉差上一札

神領通用之羽書正銀二引替来候節月々溜羽書有之、右利足之儀去ル申年迄は 御仕法相備有之候處、酉年より右年限も相済溜羽書利足出方無之候二付、依之私共先達銀札御手当金五千五百兩奉預罷在候、右金高之内式千兩年老割之積にて溜羽書利足為御手当貸附二仕、右利金を以私共取賄年々三方羽書年行事共立会勘定仕立奉差上、余金御座候節は溜羽書多分有之候節之為御手当 御役所へ奉差上置候様被 仰渡奉畏候、仍奉差上御請証文如件、

羽書取締役

享和二壬戌年七月

村井與四郎 印
古森善右衛門 印
伊藤与四兵衛 印
永野与兵衛 印
惠川半九郎 印

御奉行所

野村太次兵衛 印

右之通にて相済引取候事、

一八日

御役所勤

永野与兵衛

伊藤与四兵衛

去ル五日被 仰渡候式千両貸附方之儀ニ付伺書差出候ニ付、会
合所年行事え相談之上相極 御役所え差上候書面左之通、

御願奉申上口上

此度溜羽書利足金之儀御出方無御座候ニ付、先達私共出金仕奉
預罷在候五千五百両之内式千両年毫割之積にて溜羽書利足為御
手当貸附ニ仕、右利足を以私共取賄候様被 仰渡候ニ付御伺奉
申上候、

一 御金貸附候名目之儀羽書御用御手当金と仕度奉存候事、
一 利足年毫割之積を以貸附候ては閏月之出目も無御座候事、
一 当七月より貸出し候ては毫割之利足来亥六月ならては集り不申、
然ル処溜羽書利足之儀は当七月より来亥六月迄月々私共別金を
以取賄可申事ニ御座候得は、右前後之違も御座候故損金有之候
事、

一 他所え貸附候節は遠方駈引ニ付費用等も有之、其上年中廻り詰

候ものにも無之遊ひ居候月も御座候事、

右四ヶ条之儀、乍恐御勘考被為 成下、私共より貸出候儀は
十ヶ月毫割之積を以貸附中度奉存候、左候得は無滞毫ヶ年分
利足金式百両宛差出、右を以其年々溜羽書利足勘定仕立差上
候様仕度奉存候、右之趣御取合を以御聞済被為 成下候様奉
願上候、已上

戌

七月

御奉行所

羽書
取締役 惣印

於御勝手差上候処、船橋忠藏殿被仰聞候は、早々江戸表え御差
出し可被下との御事にて引取、

一 堀田土佐守様七月朔日御転役西御丸御持簡頭被為蒙 仰候旨、

七月十二日御達し有之候事

一 寛助兵衛様七月十二日跡御奉行被為蒙 仰候旨同月廿一日御達
し有之候事、右ニ付御先用御役人衆御当着迄御組頭衆四人御役
所御預被成候事、

一 八月三日

御役所勤

丸井勘解由
伊藤與四兵衛

右は七月分溜羽書御届并利足書面差出し候処、内田武左衛門
殿・中根為右衛門殿・下山幸右衛門殿・吉野庄八殿御立会にて

利足御下ケ被成下候事、

右之序御組頭衆え式千兩廻し方之儀口上書差出ス、

奉申上口上

去ル五日、私共被為召被為 仰渡候御趣左之通ニ御座候、

一月々溜羽書利金之儀、羽書取締役出金五千五百兩之内式千兩年
壹割之積ニて取締役共致貸附、右利金を以月々溜羽書利足手当
ニ致し取締役之者取賄三方・羽書年行事共立会勘定致し 御役
所え差出可申、余金有之節は溜羽書多キ節之可致手当置事、

右之通被為 仰渡候ニ付御請奉申上候、

猶亦私共より御伺奉申上候趣左之通御座候、

一御金貸附候名目之儀羽書御用御手当金と仕度奉存候事、

一利足年壹割之積を以貸附候ては閏月之出目も無御座候事、

一当七月より貸出し候ては壹割之利足来亥六月ならては集り不申
候、然ル処溜羽書利足之儀は当七月より来亥六月迄月々私共別
金を以取賄可申事ニ御座候得は、右前後之違ひも御座候故損金
有之候事、

一他所え貸附候節は遠方駈引ニ付費用等も有之、其上年中廻り詰
候ものにも無之遊ひ居候月も御座候事、

右四ヶ条之儀、乍恐御勘考被為 成下、私共より貸出し

候儀は十ヶ月壹割之積を以貸附申度奉存候、左候得は無
滞壹ヶ年分利足金貳百兩宛差出し、右を以其年々溜羽書

利足勘定仕立差上候様仕度奉存候、

右之趣、先達御覧奉申上置候、仍此段御届奉申上候、已上

享和二年戊辰七月

宛なし

羽書
取締役 印

右口上書内田武左衛門殿・下山幸右衛門殿え差上置申候事、

一九月八日

御先用御用人荒井五平次殿・御取次石井兵藏殿御当着被成候
事、

一廿一日

御役所勤

野村太次兵衛
伊藤与四兵衛

式千兩廻し方金書附持参仕候て御玄関え罷出候処、内田武左衛
門殿與え御申入、御取次石井兵藏殿御出合ニ付、荒井五平次殿
え懸御目度段申上候処、暫在之五平次殿御鎗間ニて御出合、則
式千兩廻し方之儀書附差上宜御取計ひ被成下候様申上候処、預
り置追て及沙汰可申との御事ニて引取、

但し

書面は先達御組頭中え差上置候文面之通認候事、

一十月廿日

新御奉行寛越前守様御着被為成候事、

一十一月十三日

御役所勤

当番 野村太次兵衛

御玄関え式千両廻し方之儀御沙汰も無御座候二付、猶亦御伺申上候処、開置追て沙汰ニ可及との御事、

一十二月十三日

御役所御勝手勤

野村太次兵衛

御中ノ口え罷出、右貸附方利足十ヶ月老割ニ仕度段御用人大久保逸八殿え御伺申上候処、尤二思召右十ヶ月老割ニ貸出候様御聞濟ニ付、御請書差出し候様被仰渡候二付、帰宅後早速仲間一統打寄御請書相認連印致、野村太次兵衛明十四日 御役所え持参仕候積申合候事、

一十四日

御役所勤

当番

野村太次兵衛

去ル七月溜羽書利足為御手当貸附金之儀被 仰渡候二付、取締役より猶亦廻し方之儀御願申上候一件、此節御聞濟被成下候二付御請書差上候書面左之通、

奉差上一札

一私共出金五千五百両之内金式千両溜羽書利足為御手当年老割之利潤を以廻し方被為 仰付、去ル七月御請奉申上候、右二付他

所え貸附候節は遠方駈引費用等も有之年申廻り詰候様ニも出来兼候様奉存候、尤返金等も有之候節は、能貸附方有之候迄一ヶ月・二ヶ月遊ひ居候儀も可有之と奉存候二付、私共より貸附候は十ヶ月老割之利足にて貸附中度段御伺奉申上候処 御聞濟被為 成下難有奉存候、然ル上は年一割之利足勘定を以私共より年々金式百両宛上納可仕候、仍奉差上御請証文如件、

享和二年戊午十二月

羽書取締役

村井與四郎 印

古森善右衛門 印

伊藤与四兵衛 印

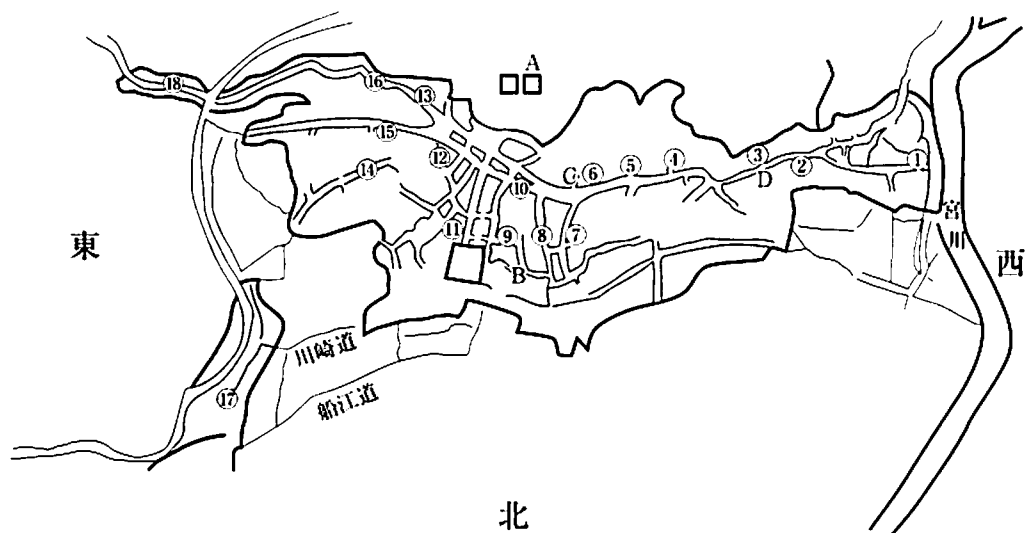
永野与兵衛 印

恵川半九郎 印

野村太次兵衛 印

御奉行所

(4—1 A7 2)



寛保二年「山田惣絵図」(神宮文庫所蔵)をもとに作成
() 内は、絵図に記された主な御師名

- ①中嶋町
(北出雲)
- ②二俣町
(来田堅物)
- ③宇良口〈浦口〉町
- ④上中之郷
(榎倉若狭)
- ⑤下中之郷
(堤左衛門佐)
- ⑥八日市場町
(福嶋勘左衛門)
- ⑦曾祢町
(谷彦六右衛門)
- ⑧大世古町
(龍石見)
- ⑨一之木町

- ⑩一志町
(福井三郎兵衛)
- ⑪宮後西川原町
(足代民部)
- ⑫下馬所町
(山田大路美作)
- ⑬前野町
- ⑭吹上町
- ⑮岩測町
(益右衛門)
(久保倉右近)
(三日市帯刀)
- ⑯岡本町
(上部図書)
- ⑰川崎町
- ⑱妙見町

- A 外宮 (豊受大神宮)
- B 三方会合所
- C 宇仁田仁兵衛店 (羽書引替店)
- D 古森善右衛門家

「堀古森常吉氏藏本令纂写一校了」
大正十年五月七日 大西源一識」と朱書

寛保二年二月廿日

「堀古森常吉氏藏本令纂写一校了」
大正十年五月七日 大西源一識」と朱書

浦島



(「山田惣絵図」より)

年表 「山田羽書留」にみる寛政の羽書改革以降の動き

西暦	和暦	月	山田羽書関係事項	(参考)伊勢、政治・経済関連等	西暦	和暦	月	山田羽書関係事項	(参考)伊勢、政治・経済関連等
一七九〇	寛政二	一二月	山田奉行所、羽書発行・引替制度改革を打出す。 羽書取締役(野村太次兵衛・古森善右衛門ら六名)、羽書年行事(四名)が任命される。 「羽書株仲間四百四人御請印形帳」が作成・提出される。 賈羽書を製造した太四郎・石捕。 空札の消却処分を山田奉行所が申渡す。	山田奉行野一色兵庫頭	一八〇二	享和二	一二月	ら総額八〇八〇両) 溜羽書利息仕法終了期限。 羽書御用御手当金仕法伝達。 翌年に新旧羽書引替を実施旨伝達。(通例より一年繰り上げ) 七月晦日の新旧引替期限を二〇日延長し引替終了。 賈羽書発見。古板木回収。	免(七月) 山田奉行寛越前守
一七九一	寛政三	一〇月	この年以降、溜り羽書利息支払原資を年百二十両ずつ山田奉行所から羽書取締役へ下渡す(溜り羽書利息仕法)。 九月晦日新旧羽書引替期限羽書引替店宇仁田仁兵衛、質屋兼業。 翌年に新旧羽書引替を行う旨伝達。 新旧羽書引替開始 執筆役に芝田為右衛門任じられる。 二月晦日新旧羽書引替期限。 羽書株仲間による羽書積金上納終了期限。(寛政二年か	江戸町会所設置。 七分積金始まる(一二月) 松平定信老中辞職(七月) 山田奉行堀田土佐守 本居宣長「古事記伝」完成 銀座の改革、銀座人湯浅常足罷	一八〇五	文化二	八月	翌年に新旧羽書引替を実施する旨伝達。 山田奉行小林筑後守伊勢神宮遷宮(九月) 後藤庄三郎家職を罷免され、後藤三右衛門が御金改役となる(八月)。 山田奉行大河内肥前守	
一七九二	寛政四	九月			一八〇六	文化三	一一月	二月晦日の引替期限を二〇日延長し引替終了。 「空札」のうち三方会合所引受分の消却終了。 翌年に新旧羽書引替を行う旨伝達。 新旧引替開始。期限は翌年三月まで。 賈羽書発見。 賈羽書製造者無宿庄蔵召捕。 述終り)	山田奉行高井山城守
一七九三	寛政五	五月			一八〇九	文化六	一一月		
一七九四	寛政六	七月			一八一〇	文化七	三月		
一七九七	寛政九	三月			一八一五	文化二	一一月		
一七九八	寛政一〇	三月			一八一六	文化二三	五月		
一七九九	寛政一一	一月					六月		
一八〇〇	寛政一二	五月					一〇月		
							一二月		

人名索引

あ行

青山喜内	28
秋山丈吉	40 41
浅田彦大夫	8
足代九郎右衛門	16
足代式部	12 15
足代七大夫	16
足代次郎右衛門	11
足代勘兵衛	15
足代大夫	15 25
足代縫殿	14 15 16 24
有瀧久右衛門	16
有馬備後守	34
粟野勘解由	20
石井源大夫	18
石井兵藏	76
石井弥右衛門	39 40
石川主殿頭	34
石田右内	52

石田林右衛門	48 49 50
石松左近	9
井田次郎右衛門	10
一志奎大夫(一志求馬)	18
伊藤吉十郎	68 69 70
伊藤吉次郎	55
伊藤与四兵衛	2 5 21 32 35 43 47 59 61 63 66 67 68 69 70 71 74 75 76 77
稲垣信濃守	34
今沢正左衛門	55 57 58
井村傳大夫(井村助左衛門)	20
伊良子十郎右衛門	16
岩田作之丞	19
岩田彦右衛門	17
植田伴助	43 44
上野吉兵衛	18
上野久兵衛	57
宇治齋(宇治六大夫)	9
内田武左衛門	55 56 67 68 69 70 71 75 76
内海圖書	18
宇仁田仁兵衛	3 29 31 42 57 58 62 72 78 79
上部越中	36 38 72 73

上部左衛門 (高向左衛門)	8	10	18
上部作大夫	20	26	
上部勘五郎	19		
惠川半九郎	2	5	21
	34	35	43
	46	47	51
	55	59	61
	63	66	67
	68		
	69	70	71
	72	74	77
越前守↓寛越前守、寛助兵衛	39	41	43
榎倉外記 (榎倉修理之進)	9		
榎倉靱負	12	17	
逐沼主殿	16		
大川作左衛門	11		
大久保逸八	39	40	41
	47		
大河内善十郎↓大河内肥前守、肥前守	48		
大河内肥前守↓大河内善十郎、肥前守	4	48	54
	79		
大田権大夫	21		
大西助大夫 (大西栄三郎)	18		
大主慶太郎 (大主平三郎)	12	14	
大畑権兵衛	74		
岡田長大夫	20		
岡村織江 (岡村左膳)	10	23	
奥山縫殿	19		
小倉修理 (小倉主殿)	18		
小倉庄内 (小倉庄兵衛)	17	20	

小社市大夫 (小社孫兵衛)	7
小田石見 (小田主殿)	19
小田権大夫	19
小田作大夫	19
小田主殿	19
小野田市大夫	17
小俣治兵衛	8
か行	
柿本六右衛門	18
鎰屋市大夫 (鎰屋六大夫)	13
鎰屋式部	8
寛越前守↓越前守、寛助兵衛	4
	5
	43
	72
	76
	79
寛助兵衛↓越前守、寛助兵衛	39
	75
笠井右近 (笠井孫右衛門)	16
笠木善兵衛	19
樫坂吉左衛門	43
	69
	70
	71
片岡和左衛門	32
	33
加藤畧右衛門	15
加藤藤大夫	21
	26
	39
金屋善左衛門	10
金屋善助	46
	47

加納彦右衛門	28
河北喜大夫	21
河崎惣大夫(河崎惣右衛門)	9
河崎藤兵衛	11
川崎与大夫	9
河村勘兵衛	12
神田孫兵衛	18
木爪屋久兵衛	47
岸上五郎右衛門	10
岸廣左衛門	48
喜早勘兵衛	7
米田淡路(米田弥藏)	7
喜多出雲	7
喜多左馬之助	14
喜多大膳(喜多孫大夫)	12
米田舍人	7
木田鞆負(木田作大夫)	8
北尾奈右衛門	15
北川丹下	41
久世丹後守	17
工藤重大夫	60
公方様	10
	52

久保倉右近	27
久保倉掃部	48
久保倉但馬	50
久保倉豊前	13
久保倉正親	14
熊鶴内膳(熊鶴三郎左衛門)	18
黒瀬右兵衛	21
黒瀬帶刀(黒瀬圖書)	27
黒川琢平	11
桑原石大夫	20
慶徳雅楽	21
慶徳左京(慶徳三郎大夫)	27
慶徳主馬	11
慶徳首令	8
慶徳八左衛門	11
慶徳隼人(慶徳藤右衛門)	26
幸田因幡(幸田孫兵衛)	17
幸田造酒(幸田源内)	23
幸田主計(幸田宗兵衛)	16
幸福岩治郎	25
幸福内匠	12
小嶋治部	23
	15
	24
	11
	13
	14
	24
	15
	23
	25
	23
	17
	26
	18
	8
	11
	25
	15
	55
	56
	57
	58
	16
	9
	18
	21
	27
	21
	26

後藤安右衛門	11
小林儀右衛門	53
小林久兵衛	54
小林佐次右衛門	19
小林清大夫	13
小林筑後守	43
小林範吾	32
小林弥兵衛	43
古森善右衛門	25
	21
	35
	48
	53
	59
	61
	63
	65
	66
	67
	68
	69
	70
	71
齋藤庄右衛門	11
坂周助(坂市左衛門)	12
	21
	23
	29
	32
	33
	35
	36
	41
	62
	74
坂束兵衛	21
坂田与次大夫	10
	57
榊間三大夫	9
佐橋長門守	60
志賀八郎治	57
七屋又右衛門	11
芝田為右衛門	4
	28
	36
	79
志摩藤十郎	8
	22

清水庄兵衛	11
清水空大夫	14
志毛井左大夫	18
下山幸右衛門	43
	75
	76
白木定之進	48
	49
	50
	51
	52
白木保兵衛	43
	45
杉木左京(杉木作大夫)	13
杉木佐左衛門	13
杉木成左衛門	15
杉木宗大夫(杉木權六)	14
杉田治左衛門	8
杉松兵衛大夫	20
杉松若狹(杉松七郎左衛門)	13
杉村右膳(杉村右大夫)	14
	15
杉村三左衛門	20
杉村清大夫	14
杉山林大夫	8
鈴木久右衛門	16
鈴木三郎兵衛	8
関根市三郎	28
関根卯大夫	55
	57
	58
千賀八左衛門	9
	42

曾我元三郎	44
曾我東十郎	43

た行

多賀作大夫	14
高倉三郎兵衛	17
高井山城守→山城守	4 55 79
高瀬惣大夫	10
高田勘解由(高田左門)	10
高田喜大夫	14 17 51 57
高田彦大夫	12
高向与三大夫	16
高松伊兵衛	32 62
多氣九右衛門	10
竹口源兵衛	15
竹口利右衛門	15
竹千代	51 52
谷一郎兵衛	15
谷封馬(谷一郎大夫)	14 21 29 30
谷兵部	41 43 44 45 46 47 49 50 51 52 55 56 58
谷倉頼母(谷倉弥重郎)	20
為田儀右衛門	11

為田兵大夫	11
丹藏与大夫	19
親井助大夫	10
千菅勘解由	13
塚本嘉右衛門	51 53 54
柘植喜大夫	10
辻市郎右衛門	9 22 24
辻武兵衛	16
辻村市左衛門	8
辻村三郎右衛門	8
辻村五郎大夫	12
津田嘉右衛門	18
堤左門	17
堤主馬	11
堤甚左衛門	30 63 64
堤大夫(堤左京)	9 11 17 21
堤丹後(堤左大夫)	10
堤長熊大夫	10
堤長福大夫(堤主馬)	11
堤舍人(堤長大夫)	10
堤長門	16 17 21
堤兵部	9 16

堤彦大夫.....17

堤正親.....46 48 49 50

津村三六大夫.....12

出口雅楽（出口頼母）.....17

出口佐次兵衛.....13

出口新左衛門.....56

藤堂和泉守.....34

遠山与次右衛門.....17

徳田造酒（徳田市兵衛）.....7 22

土佐守↓堀田土佐守.....73

鳥羽宰記（鳥羽頼母）.....10

富尾武兵衛.....43 44 45 46

豊田大夫（豊田主殿）.....13 17 18 25

な行

中井孫次大夫（中井忠大夫）.....19

中川図書.....11 41 45 48 50 51 54 55 57 58

中川与兵衛.....11 58

中倉七郎大夫.....19

中澤市大夫.....20

長田庄右衛門.....7

中津長大夫.....17

中西数馬.....17

中西要人.....20

中西内蔵（中西将作）.....20

中西造酒.....20

中西大夫（中西平左衛門）.....15

中西内匠（中西留右衛門）.....20

中西長門（中西清大夫）.....17

中西縫殿（中西左兵衛）.....19 20

中西半右衛門.....20

中西右衛門（中西弥一郎）.....

中西平大夫（中西平馬）.....15 42

中根為右衛門.....75

永野与兵衛.....2 5 21 30 32 34 35 39 40 43 45 46 48 52 54 55

57 58 59 61 66 67 68 69 70 71 73 74 75 77

長橋治兵衛.....17

長橋宗大夫.....11

長橋八大夫（長橋治兵衛）.....16 17 52

中山左京.....7 57

中山対馬.....8

中山縫殿.....8 12

中村惣一郎.....47

西村求馬.....23

西村源右衛門	15
西村中書(西村八郎兵衛)	12
西村八郎大夫	18
二本杉左兵衛	13
二本杉大夫(二本杉忠藏)	13
根本谷弥三大夫	13
野一色兵庫頭↓兵庫頭	3 4 79
野村勘解由	12
野村太次兵衛	2 5 21 28 29 32 33 35 36 38 39 41 44 45 49 50
野依弥三大夫	59 61 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 79
は行	8
白米源右衛門	8 22
橋爪大夫(橋爪主計)	19
橋爪藤大夫	18
橋村内蔵	9
橋村織部	9
橋村吉大夫	16
橋村主膳	9
橋村修理之助	16
橋村主殿(橋村彦右衛門)	7 9

橋村隼人(橋村市大夫)	19
橋村令祐	22
橋本源大夫	15
橋本三治	7
羽根石見	13
羽根左近	7
羽根三郎大夫	7
羽根長大夫	9
羽根長門	8 22
羽根彦大夫(羽根豊後)	12 19
羽根兵部	16
林左太郎(林左近)	13
林主税(林多門)	11
林周防(林傳大夫・林与三兵衛)	10 11 12
菰屋四郎右衛門	11 58
原兵部	17
原田市郎治	28
春木金大夫(春木左門)	15
春木式部	9
春木庄兵衛	12
樋口庄兵衛	14 24
久居喜右衛門	10

肥前守↓大河内善十郎	50
平野部	35 39 73
廣田喜左衛門	9 42 58
廣田筑後	9
廣田刀祢 (廣田喜三大夫)	9 22
兵庫頭↓野一色兵庫頭	29 30
深井静一郎 (深井六右衛門)	17
福井上総	33 41
福井左門	14
福井駿河 (服部九兵衛)	13 23
福井長兵衛	14
福井孫右衛門	16
福井貢	12 14 15 20
福井美作	15 44 50 53
福市味右衛門	13
福市多兵衛	18
福市又大夫	17
福嶋安房	58
福嶋大隅 (福嶋常松)	12
福嶋佐渡	12
福嶋新之丞	21
福嶋主膳 (福嶋若狭)	13

福嶋頼母 (福嶋次郎)	12
福嶋豊後	16 29
福嶋文大夫	8 14
福嶋屋八郎右衛門	9 23
福田石見	16
福田右門	8
福田外記 (福田与五郎)	13 17 26
福本三右衛門	20
福本右京 (福本助左衛門)	18
福本善左衛門	18
藤井市郎大夫	15
藤井上野 (藤井九左衛門)	16 25
藤井長大夫	20 21 26
藤井八郎大夫	8
藤田大夫 (藤田儀左衛門)	16
藤田靱負 (藤田傳左衛門)	17
藤本勘兵衛	18
藤本八大夫	15
藤原甚八	16
藤原宗三郎	15
二見舍人	18
船瀬次郎兵衛	16

瓶子頼母（瓶子金右衛門）	14
堀田土佐守→土佐守	4 5 32 34 35 38 65 72 75 79
堀周藏	44 46
本多伊予守	34
ま行	
前田八郎右衛門	30 31
前田又六	43 48 54 55 67 68 69 70 71
牧嶋文左衛門	45
孫福修理（孫福出雲）	10 19
孫福忠左衛門	19
正住平右衛門	12
益善大夫	20
益大膳	40 52 57 58
松井久兵衛	21
松井左大夫	13
松井治兵衛	56
松尾次郎大夫	11
松尾徳左衛門	8
松尾大夫（松尾長門）	9 11
松木坂井大夫	11
松木館八郎大夫	17

松田数馬（松田室三衛門）	14
松田源右衛門	48 51 52 53
松田新右衛門	13
松田甚兵衛	11
松田清兵衛	55 56 57 58
松田長大夫	13
松葉次郎左衛門	32 34 35 72
松葉次郎大夫	12 22
松村長大夫	11
松室左馬助（松室亨惣右衛門）	9
松室志摩（松室亨三大夫）	19
松室善大夫	19
松本卯右衛門	21
松本求馬（松本三郎三衛門）	20
馬淵周藏	28 29 30 31
丸井勘解由（丸井甚左衛門）	13 14 21 30 32 34 35 38 40 41 42 43 44 45 47 48
丸井甚八	49 50 51 52 53 57 58 73 74 75
丸井清大夫	16
丸岡宗大夫	10
御座（巫）傳大夫	21

御塩弥三大夫	15
三日市左近	17 21 45 47 51 54 62
三日市少進	21 27
三日市文次郎	21
三日市与三大夫(三日市新八)	15
三谷主税	15
村井與四郎	29 35 43 48 51 52 55 56 57 62 63 68 69 70 71 74
村田三大夫	14
村松市郎兵衛	10
村山一郎大夫	38 72
村山造酒(村山数馬)	8 13 20
村山監物(村山掃部)	10
村松弁吾	21
森源内(森甚左衛門)	15 18
森左京	9
森嶋忠兵衛	7
森田五郎左衛門	9 42
森田太郎兵衛	9
柳生主膳守	61
や行	

矢野造酒	16
矢畑利大夫	14
山口角大夫	12
山口安兵衛	28 62
山城守↓高井山城守	57 58
山端勘左衛門	7
山村伊織(山村九右衛門)	20
山本監物(山本玄蕃)	12
山本長大夫	18
結城弥大夫(結城弥三郎)	14
弓場丈右衛門	8
山田大路数馬	19 38 72
吉田勘解由(吉田彦右衛門)	19
吉沢重次郎	18
吉沢十郎右衛門	8
吉野庄八	48 55 69 70 71 75
龍石見	45 55 56 57 58
龍安丸	12
龍山城(龍岡書)	11
ら行	

わ行

和田林右衛門	41
綿屋外記（綿屋彦十郎）	43
	10
	18

事項索引

あ行

青紙	56
赤紙	56
余り羽書	38
異儀判	36
一志久保町	8
一志組	10
一之木組	13
一之木町	13
居間	30
岩新組	21
岩新後組	21
岩測組	19
岩測新組	21
岩測町	15
印鑑	42
上組(上武百三人老組)	3
上野村	30
請書	29

か行

請証文	7
浦口町	2
裏判	3
江戸	28
江戸御屋敷	43
大庄屋	31
大世古組	12
大世古町	8
大年寄	31
御勝手	28
岡本組	20
岡本町	10
押替	40
表判	56
御役所	4
御礼	30
会合所↓三方会合所	28

廻達	65	68	72	73	74	75
書上帳	31					
隠し判	34					
囲穀取扱人	36					
貸附	39					
頭判	39	59	60	67	68	73
勝手	36	74	75	76	77	
上中之郷	28	29	31	36	38	40
上中之郷組	7	8	9	12	15	16
上中之郷組	9	22	42	58	78	
亀山	31					
借り入金	59	61				
借受手形	64					
借り手形	65					
河崎組	21					
河崎町	21	30	57	78		
贋(銀)札↓偽札	29	30	42	44	57	58
願書	79					
勘定	31					
勘定所	3					
勘定所	30	59	61	63		
勘定帳	5	36	62			
神戸	31					

黄紙	56
岐阜	56
切捨	5
給人	30
京都(京)	40
行事役	45
銀札↓羽書、山田羽書	48
銀札御手当金	50
組頭	53
組方	54
外宮	55
下馬所組	56
下馬所前野町	57
玄関	58
高札	59
口上書	60
工料	61
郡御奉行	62
御改正	63
木口判	64
古札	65
五節句	66

小羽書		63
古判		42
御用人		45
.....	28 30 31 32 33 34 35 38 39 40 41 43 44 45	
.....	46 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 63 65	
.....	68 72 73 74 76 77	
さ行		
細工人		46 47
坂之世古新組		14 37 41
参府		35 38 43 47 54 63
三方		22 29 30 31 34 38 39 40 45 46 49 51 52 53
.....	54 55 56 57 58 63 64 72 73 74 76	
三方会合		2 7 28 31 57 61
三方会合所↓会合所		3 5 24 36 47 62 78
三万当番		3 14 24 27 29 33 36 38 40 41 42 44 45 46
.....	47 48 50 51 52 53 54 55 56 57 58 73	
三役		22 25 29 30 32 34 36 38 39 42 49 56 57 58
.....	62 63 64 65 72	
仕拵		29 36 38 54 64
下画(下夕絵)		47
質物		7
質屋株		31

執筆役		4 36 79
仕法		4 5 7 28 40 60 65 66 67 68 69 70 71 72
.....	74	
下組(下貳百壹人老組)		3 4 14 25
下之久保組		13 23
下中之郷		9 10 11 12 13 14 18 20 23 56 57 58 78
下中之郷組		9 10 11 23 57 58
十二郷		42
出銀		30
正銀		59 74
上納		2 3 4 5 7 32 54 77
上納金		4 22 25 29 60
上納積金		28 59
小組		3 22 25 37 63
白紙		56
新札		3 4 28 30 33 34 36 40 46 47 53 55 56 58
.....	62 65	
神領		1 30 67 74
簀木手		42 56
墨		29
摺立		28 34 35 36 40 45 47 53 56 57 58 62
摺増		50 62 65

消雲院	47
正札	57
歳暮	4 32 33 34 35 54
勢州	47
節句	4 32 33 34 35 52
遷宮	38 45
惣押替	40 45 53 54
惣代	32 40
惣引替	55 62 65
袖判	36 37
曾祢町	10 12 14 18 78
損札	40 45 53
代行	34
大黒天	3 47
大組	3 22 25 36
高柳組	12
田中中世古町	18
七夕	32 33 34 35 39 74
溜り羽書	4 5 38 39 45 50 51 59 60 61 72 73 74 75

溜り羽書勘定書	54
溜り羽書利足	5 38 39 79
田丸	30 31 34
知恩院	47
津	31
黄楊	47
辻久留町	9 12 19
積金	3 4 7 28 32 59 79
手当金	5 38 41 43 44 45 46 48 49 50 51 52 54 58
手鑑↓羽書手鑑	59 60 61 72 74 75 76
寺町通	46 47
当番	3 14 24 27 29 33 36 38 39 40 41 42 43 44
取締役↓羽書取締役	68 73 74 77
取次	21 24 27 28 29 31 33 34 35 36 38 39 40 41
鳥羽	73 76

な行

中川原 32 35

中嶋組 7 22

中嶋町 7 78

中ノ口 30 41 57 58 65 66 67 68 72 77

中之町 47

仲間 3 4 60 61 65 66 67 71 72 73 74 77

南鐐 31

錦小路 47

西御丸 43 48 75

偽札↓贋札 30 44

式分羽書 3 29

根倉村 34

鼠喰 42 44

年行事↓羽書年行事 24 27 29 30 31 32 33 34 35 38 39 40 41 42

..... 43 45 46 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 63

..... 64 65 72 73 74

年頭 4 32 33 34 35 39 55

は行

羽書↓山田羽書 1 2 3 4 5 7 22 25 27 28 29 31 33 34

..... 36 38 39 40 41 42 44 45 46 47 48 49 50 51

52 53 54 55 56 57 58 61 62 63 64 65 73 74

羽書紙 75 76 79

羽書御手当金 54 79

羽書株 2 3 4 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17

18 19 20 21 28 29 42 59 60 79

羽書組頭 2 3 4 31 34

羽書三役↓三役 36

羽書仕拵御手当金 38

羽書仕拵帳 36

羽書取締役↓取締役 2 3 4 5 31 32 39 57 58 59 62 73 74 76

77 79

羽書手鑑↓手鑑 4 36 42

羽書判↓板木 36 42

羽書年行事↓年行事 2 3 4 21 28 29 30 31 32 33 36 38 39 41

43 44 45 46 50 57 62 72 73 74 76 79

羽書引替店 3 5 29 31 78 79

八朔 33 34 35

板木(板面・判面)↓羽書判 3 36 42 44 47 79

番所 49

引替 3 4 5 7 28 29 30 31 33 34 36 40 41 44

45 46 48 50 51 52 53 55 56 57 59 61 62 63

引留	4	59
毘沙門	41	
封印	3	42
封附	44	72・73
吹上組	18	19・26
吹上町	9	13・18・19・78
奉行↓山田奉行	5	32・34・35・38・39・43・47・48・55・65・72・76
奉行所	1	2・3・4・5・21・22・30・38・39・47・49・52・54
	58	61・63・75・77・79
普請方	3	28
二俣組	7	8・22・57
二俣町	7	8・12・13・78
船江町	14	
反古代	30	
ま行		
前野組	17	18・25・26
前野町	9	11・14・16・17・18・19・20・78
枕判	36	37
麻疹	39	
町御奉行	34	

松坂	31	34
丸太町通寺町西	47	
美濃国	56	
宮川	53	74
宮後組	15	16・17
宮後新組	14	24・36
宮後西川原町	8	9・11・12・13・14・15・16・17・18・20・21・78
妙見町	18	21・78
無宿	58	
目附	28	57・62・74
目附判	36	37
持筒頭	75	
元高	61	
盛物料	31	41
や行		
山田	1	2・3・22・28・29・31・33・39・40・46・47・49・50
	51	52・53・54・55・56・57・58・63・73・78
山田銀札↓羽書、山田羽書	2	33
山田羽書↓羽書、山田銀札	1	2・4・28・29・40・45・47・53・54・79
山田奉行↓奉行	1	2・3・4・5・39・43・48・55・79
鎗(鎗)之間	32	33・35・39・40・41・43・44・45・46・48・49・50・51

